

四街道市土砂等の埋立て等による土壤の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

四 道 市
平成 20 年 10 月
(令和 5 年 9 月改訂)

はじめに

「四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(以下「条例」という。)は、市内における土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、住民の生活環境を保全することを目的として、平成14年に制定したものです。(平成14年6月1日施行)

条例では、土地の埋立て、盛土及び堆積について、事業者・土地所有者・市の責務をはじめ、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止、500平方メートル以上の埋立て等の許可(計画の審査、土砂等の届出、定期的な検査及び報告等)、立入調査、命令及び罰則等について規定しています。

条例の沿革としては、平成20年に条例の一部を改正し、千葉県の埋立て等に係る条例の適用除外区域となり、500平方メートル以上の埋立て等について全ての許可を市が行うこととしました。

その後も、平成25年には申請者の欠格要件に暴力団関連の事項を追加し、平成27年には搬入できる土砂等の明確化として、改良土の使用ができない旨を追加する等、許可基準の整備を図りました。

平成31年4月からは、申請者を事業主・施工者・土地所有者の三者にすること、住民説明会の義務化、県外土砂等の禁止、許可土量の制限、欠格要件の整備、発生元検査への市職員の立会い、保証金制度等を盛り込んだ改正条例を運用しています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく各種手続きの方法を解説したものです。条例の趣旨を十分に理解され、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を防止し、住民の生活環境の保全に十分配慮されるようお願いします。

目 次

はじめに

目 次

1. 条例の概要.....	1
1—1. 用語の定義.....	1
1—2. 土砂等の安全基準.....	3
1—3. 土砂等の崩落等の防止措置.....	5
1—4. 特定事業の許可.....	6
1—5. 許可の申請者（特定事業者）.....	7
1—6. 許可の条件.....	7
1—7. その他.....	11
2. 特定事業の流れ.....	13
2—1. 事業協議の流れ.....	13
2—2. 保証金手続及び許可申請の流れ.....	14
2—3. 特定事業実施の流れ.....	15
3. 事前協議.....	16
3—1. 特定事業計画書作成要領.....	16
3—2. 特定事業変更計画書作成要領.....	19
3—3. 事前協議の期間.....	19
3—4. 事前協議済書の交付・有効期限.....	19
3—5. 特定事業計画書（特定事業変更計画書）の内容の変更.....	19
4. 住民説明会及び同意・承諾等.....	20
4—1. 住民説明会の開催.....	20
4—2. 住民説明会の報告.....	21
4—3. 住民説明会を開催できない場合.....	21
4—4. 関係者の同意・承諾.....	22
4—5. 区・自治会の承諾.....	23
4—6. 区・自治会との協定.....	23
5. 保証金手続.....	24
5—1. 定期預金口座の開設.....	24
5—2. 質権設定契約.....	24
5—3. 金融機関からの質権設定の承諾.....	24
5—4. 確定日付の取得.....	25
5—5. その他.....	25
6. 許可申請書等の作成要領.....	26
6—1. 特定事業許可申請書作成要領.....	26
6—2. 特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書作成要領.....	42
6—3. 特定事業変更許可申請書作成要領.....	49
6—4. 特定事業譲受け許可申請書作成要領.....	51

6—5. 特定事業相続等届作成要領	5 2
7. 特定事業の施工（許可後の手続き等）	5 3
7—1. 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認	5 3
7—2. 土砂等の発生元地質検査の立会い（条例第13条の4）	5 3
7—3. 土砂等の搬入（条例第14条）	5 4
7—4. 特定事業の着手の届出（条例第13条の3）	5 5
7—5. 特定事業の施工管理	5 5
7—6. 土砂等管理台帳の作成と報告（条例第15条）	5 5
7—7. 地質水質の定期検査と報告（条例第16条）	5 6
7—8. 特定事業の変更（条例第12条）	5 6
7—9. 特定事業の廃止、中止について（条例第19条）	5 7
7—10. 特定事業の完了・終了について（条例第20条・第20条の2）	5 8
7—11. 特定事業の譲受けについて（条例第20条の3）	5 9
7—12. 特定事業の相続等について（条例第21条）	5 9
8. 条例・規則等	6 0
8—1. 条例・規則	6 0
8—2. 規則別表	1 0 9

1. 条例の概要

1-1. 用語の定義

(1) 土砂等：廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するもの。ただし、次のものを除く。

- ① 砂利及び岩石並びにこれらを碎いたもの（砂利、石、碎石等）
- ② コンクリート及びアスファルト並びにこれらを碎いて再生利用するもの（コンクリート舗装、RC再生碎石等）
- ③ 木材を碎いたもの（木材チップ等）

*①～③はこの条例の対象にならないが、廃棄物を再生利用するもので、廃棄物該当性の総合的判断により廃棄物を脱していないものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により埋立て等が規制される。

*①～③以外のものは、この条例の対象となる。（再生土、鉄鋼スラグ等）

(2) 土砂等の埋立て等：土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為

*製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。

(3) 特定事業：土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル以上であるもの

*特定事業の実施には、一部の例外を除き市長の許可が必要になる。

*宅地造成その他事業で、切土・盛土をする場合は、当該事業を行う区域以外の場所から搬入する土砂等で埋立て等を行う面積が 500 平方メートル以上のときに、特定事業に該当する。

*当該事業を行う区域（一体の事業とみなす区域）の範囲は、他法令等の許認可等を受けて行う事業については、原則として当該他法令等で許認可等を受けた区域とし、他の事業については、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、事業の目的等から総合的に判断するため、市に相談すること。

*面積が 500 平方メートルに満たない場合であっても、土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日の前 3 年以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して 500 平方メートル以上になると（当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。）は、特定事業に該当する。

*「隣接し、又は近接する土地」については、例として次のようなものがあるが、事業内容等によって総合的に判断するため、市に相談すること。

- ① 土砂等の埋立て等に供する区域の存する筆に隣接する筆
- ② 土砂等の埋立て等に供する区域の存する筆に赤道・青道等を挟んで接する筆
- ③ 隣接し、又は近接する土地で土砂等の埋立て等が行われた後、又は行われている間に、分筆によって隣接しなくなった筆

*隣接し、又は近接する土地において行われた事業が、これから行う事業と一体の事業と見なされる場合は、最初に埋立て等を行った土砂等も含めて許可申請が必要になり、当該土砂等に係る発生元証明書や発生元の地質分析（濃度）結果証明書等がない場合は撤去する必要が生じるので注意すること。

(4) 一時堆積特定事業：他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業

(5) 特定事業区域：特定事業により土砂等の埋立て等を行う区域
*特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含む。
(6) 特定事業場：特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他特定事業に供する施設が存する区域
*特定事業に供する施設とは、土砂等の搬出入路の他、運搬車両の回転場、保安地帯、現場事務所等が該当する。
(7) 特定事業者：特定事業の事業主、請負契約等により埋立て等を行う施工者及び特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は特定事業場内）の土地の所有者
*施工者は、原則として元請事業者とし、下請事業者は特定事業者にはならない。
*土地所有者のうち、国、地方公共団体及び施行規則第1条の3で定める公共的団体を除く。
(8) 役員：業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。
(9) 株主等：発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
(10) 使用人：① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者 ② 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くところの代表者
(11) 下請事業者：特定事業者以外で、特定事業に係る主たる業務を請け負う者 *特定事業の業務を特定事業者（施工者）から請け負う法人又は個人事業者。 *主たる業務とは、土砂等の埋立て等の工事や、事業計画を統括するコンサルタント等をいう。排水施設の設置や緑化工事は含まない。
(12) 規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業：法令等に基づく許認可等を要する行為に係る特定事業 *法令等の許認可等を受けた区域に特定事業区域が完全に含まれており、土砂等の埋立て等の計画を含めて法令等の許認可等を受けている事業に限る。 *当該特定事業についても市長の許可が必要だが、関係者の同意・承諾等や特定事業の構造上の基準の適用が免除される。

1—2. 土砂等の安全基準

条例では、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準を、環境基本法第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて定めている。(条例第6条・規則別表第1)

この安全基準は、土砂等の埋立て等を行う面積・土量・許可の要不要にかかわらず、全ての土砂等の埋立て等に適用される。何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。(条例第7条第1項)

(1) 近年の主な改正

- ①2017/4/1 : クロロエチレン及び1, 4—ジオキサンの2項目を追加
- ②2019/4/1 : シスー1, 2—ジクロロエチレンを1, 2—ジクロロエチレンに変更
水素イオン濃度の基準値及び測定方法を変更
- ③2021/4/1 : カドミウムの基準値及び測定方法を変更
トリクロロエチレンの基準値を変更

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	シス体にあっては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること。	地盤工学会基準 JGS0211—2009「土懸濁液のpH試験方法」に定める方法

(2) 安全基準（詳細は規則別表第1を参照）

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること。

1—3. 土砂等の崩落等の防止措置

土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。(条例第8条)

許可が必要な特定事業においては、土砂等の堆積の構造に基準を設けている。(規則別表第3・第4) (ただし、規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業であって、法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られている特定事業を除く。)

別表第3

特定事業の構造上の基準		
区分	特定事業の高さ	法面の勾配
土質試験等に基づき 特定事業の構造の安 定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(特定事業の高さが5メートル以下の場合は、1.5メートル)以上の勾配
4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。		
5 特定事業の高さが5メートル以上である場合は、必要に応じ、法面の途中に特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。		
6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。		
7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。		
8 特定事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。		
9 既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。		

別表第4

一時堆積特定事業の構造上の基準	
1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。	
3,000 平方メートル未満	2 メートル以上
3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	4 メートル以上
5,000 平方メートル以上 1 ヘクタール未満	6 メートル以上
1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	10 メートル以上
3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	14 メートル以上
5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	18 メートル以上
10 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	24 メートル以上
15 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	27 メートル以上
20 ヘクタール以上	30 メートル以上
2 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下この表において同じ。）の最下部と最上部の高低差をいう。）が、5 メートル以下であること。	
3 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積による法面の勾配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上の勾配であること。	
4 既存の法面、擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の法面、擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。	

1—4. 特定事業の許可

特定事業者は、特定事業を行おうとするときは、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の事業は適用除外事業となる。（条例第 9 条）

(1) 適用除外事業

- ① 国、地方公共団体及び施行規則第 1 条の 3 で定める公共的団体が行う事業
- ② 採石法等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するため一時的に堆積を行う事業
- ③ 自らが居住する宅地内の雨水対策に必要な土砂等を盛土する事業
- ④ 農地の一時転用許可が不要な「軽微な農地改良」を行う事業

(2) 適用除外の届出

適用除外事業を行おうとする者は、事前に環境政策課と協議の上、特定事業許可適用除外届出書（規則様式第 2 号の 2）を提出すること。（規則第 3 条の 3）

(3) 土砂等の発生元地質検査の立会い

平成 31 年 4 月より、許可特定事業においては発生元での地質検査に市が立ち会うこととした。この改正の趣旨に則り、適用除外事業においても、発生元で地質検査を行う場合は原則として市職員が立ち会うことから、環境政策課と日程を調整すること。

1—5. 許可の申請者（特定事業者）

特定事業は、特定事業の事業主、請負契約等により埋立て等を行う施工者及び特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は特定事業場内）の土地の所有者の三者による共同申請となり、全員が事業者としての責任・義務を負うことになる。

特に土地所有者においては、事業主や施工者に諸手続を任せきりにすることなく、全ての書類及び図面について、内容を確認し把握するとともに、何時においてもその説明に応じられるようにすること。また、特定事業による土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間においては、可能な限り（少なくとも月一回以上）当該特定事業の施工の状況を自ら確認すること。

なお、自ら確認することが困難なやむを得ない事情がある場合は、代理の者に確認させることができると、その理由等について、必ず市長に届け出ること。

1—6. 許可の条件

許可を受けようとする特定事業は、次の許可基準を満たしている事業でなければならない。
(条例第11条)

(1) 申請者及びその関係者の要件

- ① 特定事業者が次の欠格要件に該当しないこと。
 - ア 条例の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - イ 特定事業の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
 - ・許可を取り消された者が法人の場合は、当該取消し処分の通知があった日の前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。
 - ・特定事業を6ヶ月以上行っていないことにより許可を取り消された者を除く。
 - ・特定事業者の地位を承継した際、承継した者が欠格要件に該当していたことにより許可を取り消された者を除く。
 - ウ 現に市内において特定事業の許可を受けて施工している者
 - ・特定事業を中止している者を含む。
 - ・特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者を含む。
 - ・特定事業の施工後のは正処理を行っていない者を含む。
 - エ 現に市内において特定事業に供する土地（特定事業区域内に限る。）の所有者であつて、当該特定事業に同意した者
 - ・土地所有者を特定事業者に含めた平成31年4月の改正前において、特定事業の許可を受けるにあたり同意をした土地所有者で、その特定事業が未完了の者。
 - ・土地所有者が変更されている場合は、変更後の所有者を含む。
 - オ 別に市内において特定事業の許可を受けようとする者
 - ・別の特定事業の事前協議を開始している者がこれに該当する。
 - カ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - キ 暴力団員等
 - ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- ② 特定事業者が法人の場合
ケ その役員及び使用人がアからクまでのいずれにも該当しないこと。
- ③ 特定事業者が法人であって、その役員が他の法人の役員になっている場合
コ 当該他の法人がアからクまで（キを除く。）のいずれにも該当しないこと。
また、当該他の法人の役員がアからクまでのいずれにも該当しないこと。
- ④ 特定事業者が個人の場合
サ その使用人がアからクまでのいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 特定事業者が個人であって、他の法人の役員になっている場合
シ 当該他の法人がアからクまで（キを除く。）のいずれにも該当しないこと。
また、当該他の法人の役員がアからクまでのいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 特定事業者が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合
ス その法定代理人がアからシまでのいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 特定事業者が特定事業に関する業務を行う者である場合
セ 平成31年4月の条例改正以降に市内において許可を受けた未完了の特定事業の下請事業者として業務を請け負っていないこと。
- (2) 現場責任者の要件及び下請事業者並びにそれらの関係者の要件
① 現場責任者が(1)のアからセまでに該当しないこと。
また、同ウの特定事業で現場責任者をしている者ではないこと。
② 下請事業者が(1)のアからセまでに該当しないこと。
- (3) 必要な同意・承諾を得ていること。
＊詳細は「4—4. 関係者の同意・承諾」を参照。
- (4) 特定事業区域の表土（元地盤）が安全基準に適合する土砂等であること。
＊一時堆積特定事業であって、表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壤の汚染が防止されていると認められる場合は、地質検査は不要である。
＊特定事業区域の表土が岩石の場合は、地質検査は不要である。
- (5) 事業の要件
① 1年内に事業が完了すること。
② 土砂等の量が50,000立方メートル以内（一時堆積特定事業の場合は搬入・搬出の予定量がそれぞれ25,000立方メートル以内）であること。
③ 特定事業の構造上の基準（規則別表第3・第4）を満たしていること。
＊詳細は「1—3. 土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置」を参照。
＊規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業の場合は、当該法令等の規定に従うこと。
④ 特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、現場事務所を設置すること。
⑤ 許可日から2ヶ月以内に土砂等の埋立て等に着手すること。
⑥ 一時堆積特定事業の場合は、土砂等を発生場所ごとに区分するために必要な措置が図られていること。

(6) 発生場所の要件

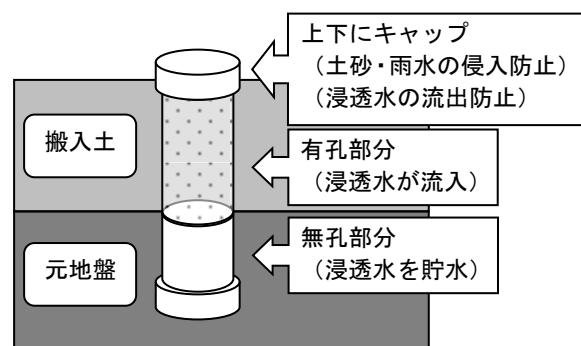
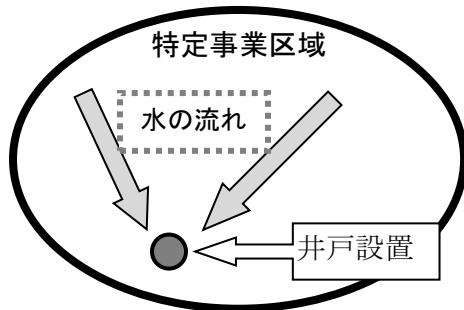
- ① 搬入計画において、特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。
＊許可後に軽微な変更で発生場所を変更することは可能。
- ② 発生場所から直接搬入されること。
＊発生場所で運搬車両に積んだ土砂等を、特定事業場まで降ろしてはならない。
- ③ 発生場所が、千葉県内であること。
- ④ 発生場所が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所（一時堆積場）ではないこと。
- ⑤ 発生場所が過去に土砂等の埋立て等を行ったことのある場所の場合は、当該土砂等の埋立て等が適正に終わっていること。

(7) 土砂等の要件

- ① 第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土であること。
- ② 改良土（セメント又は石灰を混合し化学的安定処理をしたもの）の使用は禁止する。
＊改良土以外であっても、土砂や廃棄物等を化学的・物理的に問わず人為的に処理したもののは使用しないこと。

- ## (8) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- ＊毎月の排水水質検査用の井戸等を設置すること。
- ＊特定事業区域内において最も下流になると予測される地点に、塩ビ管等を用いて下の例を参考に設置すること。
- ＊井戸の径や貯水量については、検査を実施する機関と調整し、検査における試料採取に支障のないものにすること。

〔例〕



＊一時堆積特定事業の場合は、特定事業場以外の地域への排水を検査するための施設が設置済みであること。

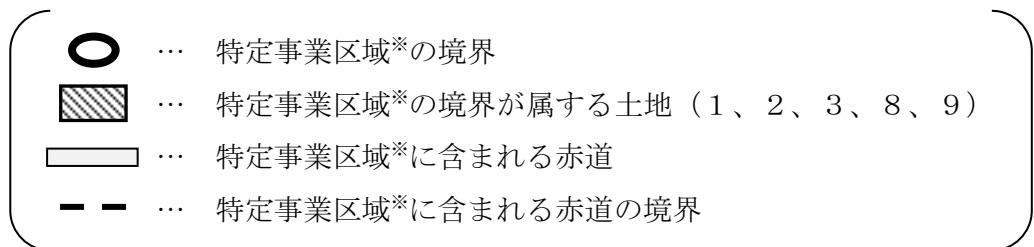
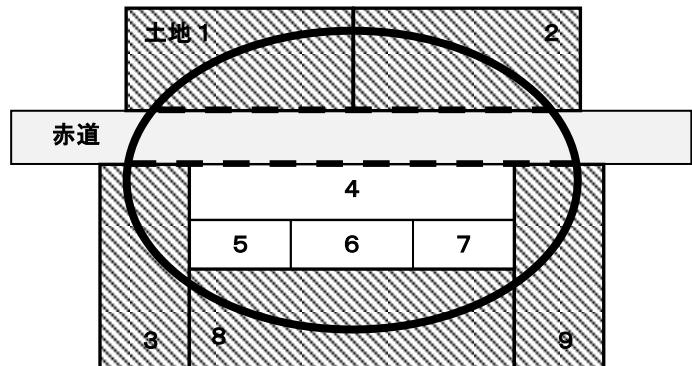
- ## (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- ＊必要に応じて仮調整池（沈砂池）、土堰堤（小堰堤）、防護柵等を設置すること。
- ＊「6—1. 特定事業許可申請書作成要領」の施工計画書記載例も参照すること。
- ＊一時堆積特定事業の場合は不要である。
- ＊規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業の場合は、当該法令等の規定に従うこと。

(10) 次の土地の境界が確定していること。

- ① 特定事業区域※の境界が属する土地（赤道・青道等の土地を除く。）
 - ② 特定事業区域※に含まれる赤道・青道等（特定事業区域※に含まれる部分に限る。）
- ※一時堆積特定事業の場合は、特定事業場。

[例] ①…斜線で塗りつぶした土地の境界

②…赤道の境界のうち、破線部分



(11) 特定事業区域の境界及び特定事業場の境界を明確にする表示として、木杭等の設置が済んでいること。

*土砂等の埋立て等は特定事業区域の境界の中でしか行えない。搬入する土砂等の一時的な堆積も含め、全て特定事業区域内で完結させること。

*土砂等の運搬車両の運行・転回等、特定事業の施工に必要な行為はすべて特定事業場の境界内で行うこと。

(12) 保証金を預入し質権を設定していること。

*詳細は「5. 保証金手続」を参照。

1—7. その他

(1) 他法令による規制

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取る必要がある。

- ① 埋蔵文化財の有無について、市社会教育課に確認すること。埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。
- ② 青道や赤道がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうするのか等を市道路管理課に確認すること。
- ③ 農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）許可について、市農業委員会事務局に必要な手続きを確認すること。
- ④ 山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、市産業振興課又は北部林業事務所に必要な手続きを確認すること。
- ⑤ 現場事務所の建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認すること。
- ⑥ 1,000 平方メートル以上の一時堆積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要であるため、印旛地域振興事務所に必要な手続きを確認すること。
- ⑦ 覆土用の土砂を確保するため元地盤を掘る、法面の段切りを行う等、切土が発生する場合で、切土盛土の面積が合計 3,000 平方メートル以上になるときは、土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出が必要なため、県水質保全課に必要な手続きを確認すること。
- ⑧ その他、規則別表第 2 に掲げる行為等、関係許認可を十分に確認すること。

(2) 大規模事業の取扱い

埋立て等を行う土砂等の量が 50,000 立方メートルを超える大規模事業の計画がある場合は、計画を数期に分け、1 期の許可で使用する土砂等を 50,000 立方メートル以下にすること。この場合、次のとおり取り扱うこととする。

- ① 事前協議については、施行規則第 3 条の 4 に定める書類等のほか、以下の書類等を提出すること。
 - ・埋立て等による土地の最終形成図面（許可ごとの土地形成が段階的に分かるもの）
 - ・許可ごとの計画内容（区域、面積、土量、施工期間等）を示す書類
 - ・許可ごとに変更が生じるもの（例：排水計画、土砂等の搬入計画等）の内容が分かる図面等

*この場合、全体及び各期の計画に変更が生じない限り、第 2 期以降の事前協議を要さないこととする。ただし、継続事業中に特定事業の許可の取消し又は停止の命令が出され、若しくは行政指導（口頭指導を含む。）が度々生じた場合は、当該事前協議の省略は行わない。
- ② 住民説明会においては、各期の計画と共に全体計画も併せて説明すること。
また、第 2 期以降の説明会においては、前期事業の完了報告を併せてを行い、事業の継続について理解と承諾を得ること。

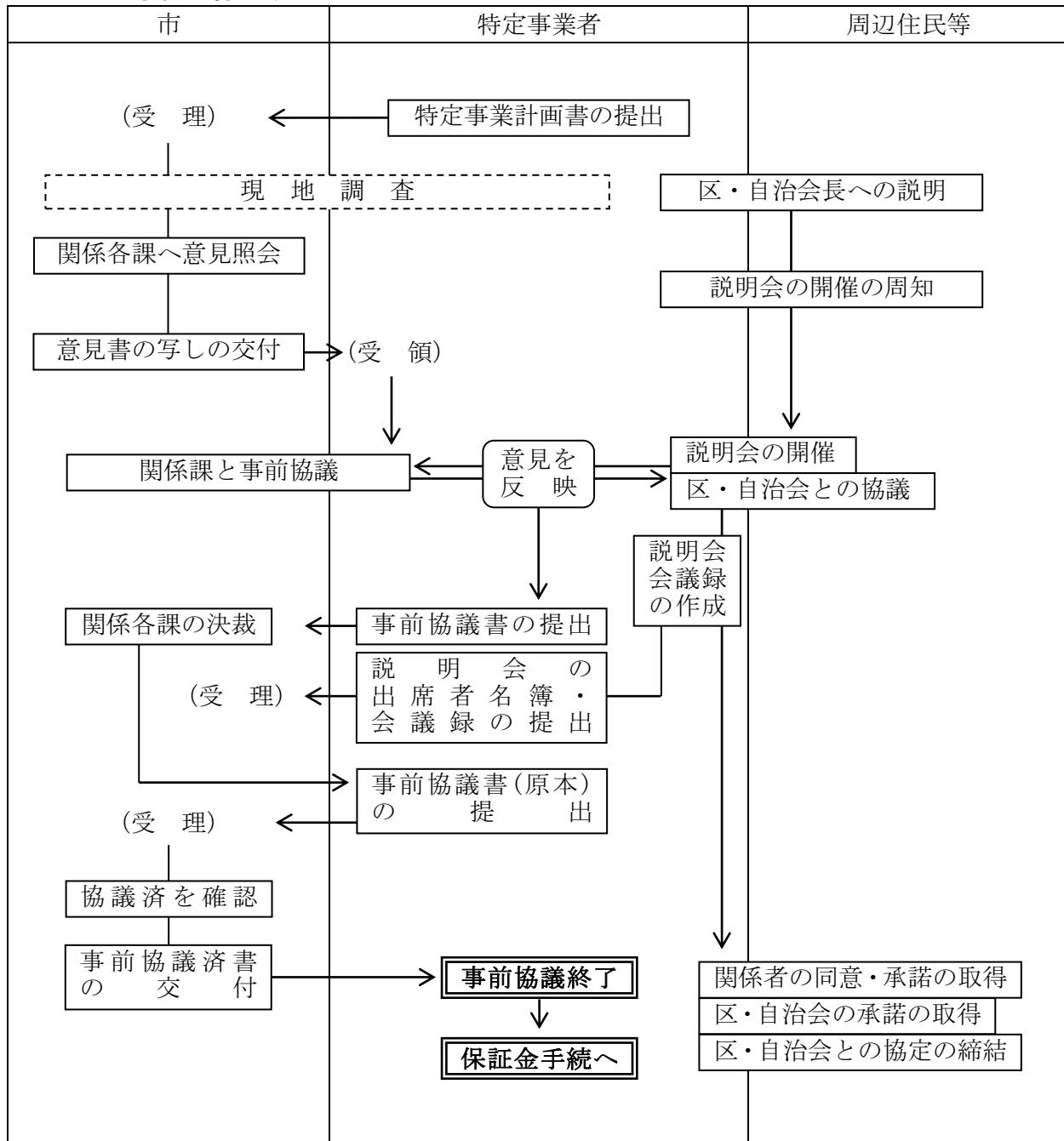
- ③ 特定事業の構造上の基準（規則別表第3第5項、第7項及び第8項）の適用については、全体計画を考慮したものとする。
- ・次期埋立てを本期の特定事業区域の隣接部に続けて行い、本期の法面がすぐに埋め立てられる計画の場合
→次期事業が速やかに許可・着工される見込みがあるときは、次期事業で埋め立てられる法面の保護（第7項）はブルーシート等による簡易な対応で可とし、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設（第5項）は不要とする。
 - ・次期埋立てを本期の特定事業区域の上部に続けて行い、本期の特定事業区域（法面を除く。）がすぐに埋め立てられる計画の場合
→次期事業が速やかに許可・着工される見込みがあるときは、次期事業で埋め立てられる部分の土砂等の飛散防止のための措置（第8項）は不要とする。

(3) その他特に注意すべき事項

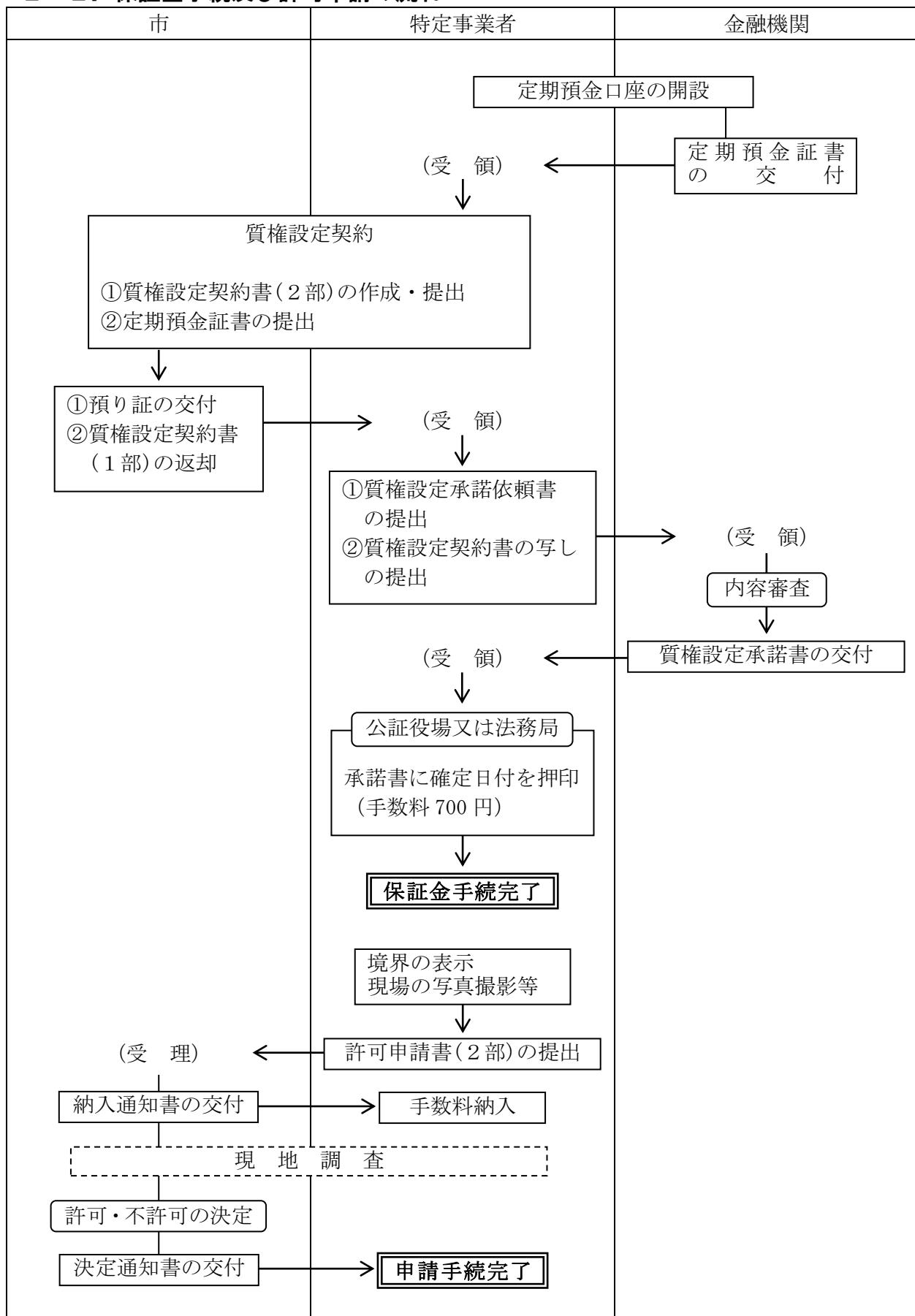
- ① 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や天地返し（事業前に確保してあった表土で覆う）を行う場合は、特定事業区域以外からの土砂等の搬入が終了し、完了等の確認結果が通知された後に施工すること。
- ② 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書は、僅かな土量でも、発生場所ごとに必要である。
また、一つの発生場所から 2,000 立方メートルを超える土砂等を搬入する場合は、2,000 立方メートルごとに上記書類が必要である。
- ③ 発生場所での地質検査試料採取には市職員が立ち会い、採取場所を指定する。
- ④ 特定事業場での地質・水質の定期検査は、地質は 3,000 平方メートルごとに、水質は 1 か所で、毎月実施する必要がある。あらかじめ検査機関と日程を調整し、報告の期限（初回は、土砂等の搬入を開始した日から 1 ヶ月後の 1 週間以内）に遅れないようすること。
- ⑤ 事業の変更（期間延長、区域拡大等）は、許可期限の経過後は認められないので、変更許可が必要な場合には、許可期限満了日の 3～6 ヶ月程度前から余裕をもって手続きに入ること。

2. 特定事業の流れ

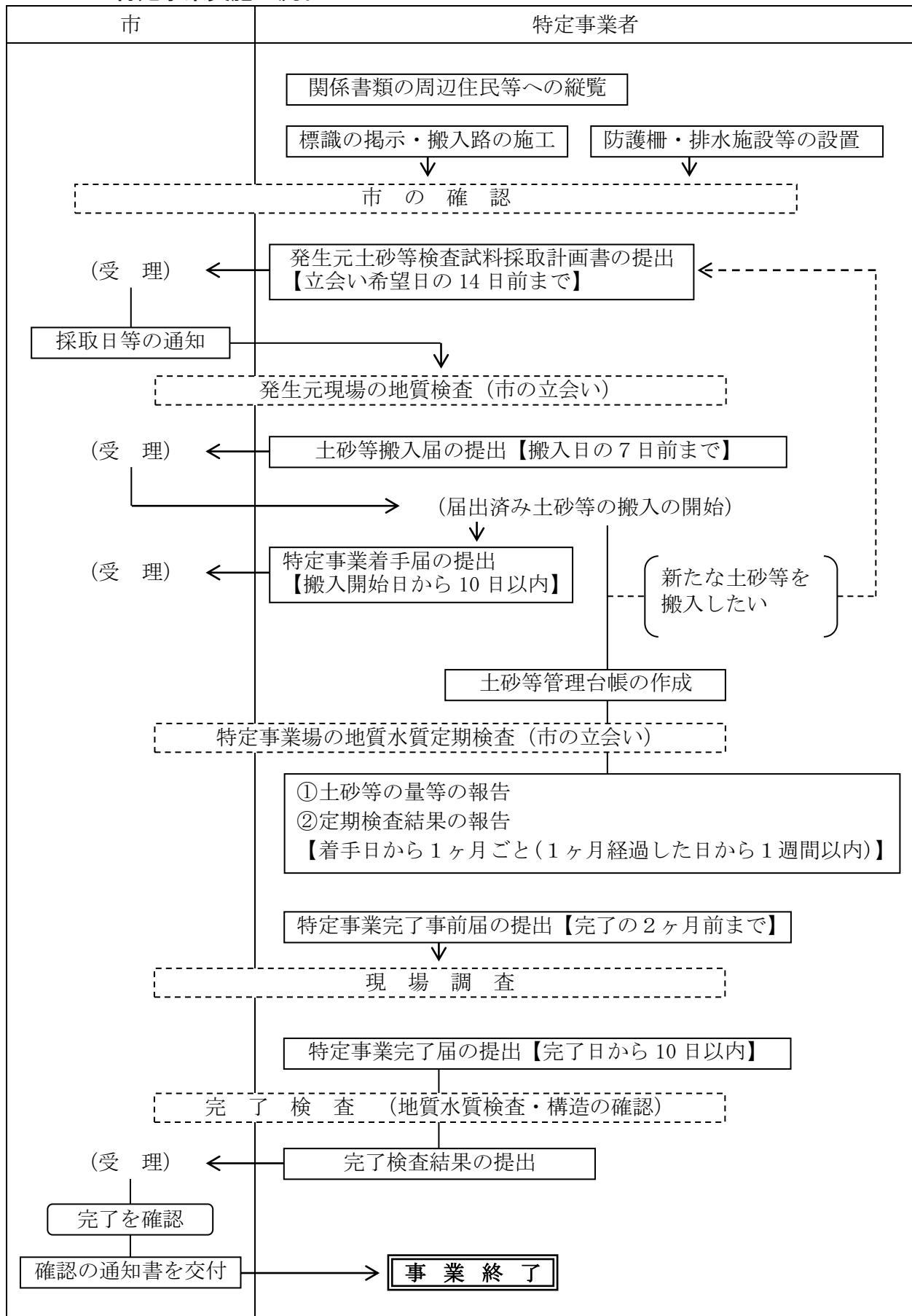
2-1. 事前協議の流れ



2-2. 保証金手続及び許可申請の流れ



2-3. 特定事業実施の流れ



3. 事前協議

特定事業者は、特定事業の許可（変更の許可を含む。）の申請をする前に、市長に対して特定事業計画書又は特定事業変更計画書を提出し、協議を行う必要がある。（条例第9条の2、規則第3条の4関係）

特定事業区域や搬入する土砂等の総量等、重要な項目については、事前協議で成立したものと許可申請の内容が異なる場合、再度事前協議をする必要があるため注意すること。

3-1. 特定事業計画書作成要領

- ・事業計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部とするが、事前協議をスムーズに進めたい場合は、関係各課配布分を別に作成すること。
- ・添付書類（図面の一部を除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。

(1) 目次

事業計画書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 特定事業計画書（規則様式第2号の3）

① 事業主・施工者・土地所有者

- ・特定事業者（「1-1. 用語の定義」を参照）の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）・電話番号を記載し、実印を押印すること。
- ・土地所有者が多数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし「ほか〇名」と記載し、土地所有者一覧を別途作成すること。
- ・事前協議の担当者を選定し、所属する法人名・氏名・電話番号を記載すること。

② 特定事業の区分

- ・該当する項目の□をチェックすること。

③ 特定事業区域の位置

- ・特定事業区域の代表地番及び「ほか〇〇筆」と記載すること。

④ 特定事業場及び特定事業区域の面積

- ・実測により測量した面積を記載すること。

⑤ 特定事業の期間（1年以内とする。）

- ・土砂等の搬入の計画等から特定事業を行う期間を記載すること。
- ・搬入路等の特定事業場が申請者の所有でない等の場合は、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業区域外土地使用同意書等）の契約期間の範囲内とすること。

- ・許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画すること。

- ・許可が下り次第事業を開始する場合は、「許可日から1年」とすること。

⑥ 総搬入量（50,000立方メートル以内とする。ただし、一時堆積特定事業の場合は、総搬入及び総搬出それが25,000立方メートル以内とする。）

- ・実測の平面図や断面図により計算した土砂等の総量（土量変化率を考慮したもの。）を記載すること。

- ・一時堆積特定事業の場合は、許可期間に搬入及び搬出する予定の総量を記載すること。（総搬入量と総搬出量は同量となる。）

⑦ 跡地利用計画

- ・特定事業完了後の跡地利用について記載すること。

(3) 添付書類（規則第3条の4第1項）

1 特定事業場の位置図及び付近の見取図

位置図：1/25,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できる地図等に、特定事業場の予定地を明示すること。

見取図：1/2,500程度で特定事業場の周辺の状況（住居や公共施設等）が判別できる地図等に、特定事業区域及び特定事業場を太線等で囲み、明示すること。

2 特定事業区域の実測求積図

- ・1/250程度で作成すること。

3 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図

- ・特定事業場とその周辺を実測し、現況図面を作成すること。
- ・周辺は、特定事業区域境界から少なくとも20メートルまでの区域を実測すること。
- ・1/250～1/500程度で作成し、縦・横断図は形状が確認できる間隔の縦横のものとすること。（計画搬入土量を平均断面法で計算する場合は、正確な土量が計算できるよう、一定間隔の断面に加えて、地形の変化点（現況及び計画）ごとに断面を切ること。）

4 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）

- ・3の現況図面に切土盛土部分、排水関連施設等を加えた計画図面を作成すること。
- ・一時堆積特定事業の場合は、土砂等の堆積が最大となった状態のものとすること。
- ・許可後に搬入路等の位置又は面積を変更しようとする場合は、原則として変更許可が必要になるため、慎重に計画すること。
- ・特定事業の構造上の基準については、規則別表第3（一時堆積特定事業の場合は規則別表第4）をよく確認すること。

5 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

- ・平面図や断面図により土砂等の総量を計算すること（土量変化率を考慮すること。）

6 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公団の写し

- ・3ヶ月以内に交付されたもの

7 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公団の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）

- ・6の公団の写しを元に公団集合図を作成すること。公団に字界等の隙間があるところは接続して一続きの図面とすること。
- ・特定事業区域及び特定事業場を明示し、各筆について所有者、地目及び地積を記載すること。（余白に余裕があれば、所有者の住所も記載すること。）
- ・謄写した法務局名、作成年月日及び作成者名を記載すること。

8 調整池の平面図、断面図及び構造図

- ・調整池（沈砂池）等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付すること。

9 放流先水路の流域図及び断面図

- ・10の流量計算の結果、表流水を場外へ放流する場合は添付すること。
- ・流域図は、放流水が河川（支流を含む。）に到達するまでにたどる水路を地図等に明示すること。

10 流量計算書

- ・流量計算を行い、表流水が特定事業区域外へ適正に排出されるか、放流先水路が流量を受けきれるか、調整池（沈砂池）等の設置が必要か等を確認すること。
- ・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、それらの影響も含めて計算し、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を添付すること。

11 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類

- ・特定事業許可申請書（規則様式第3号）の別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を使用すること。
- ・予定量の合計は5の土量計算書の値に一致する。
- ・「搬入土砂等の種類」の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1の区分（「第1種建設発生土」等）を記載すること。

12 特定事業場への土砂等の搬入経路図

- ・土砂等の発生場所ごとに、現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路を記載すること。
- ・発生場所が遠く、A列4番1枚では市内の経路がわかりづらい場合は、市内の搬入経路がわかる図面を別に添付すること。

13 住民説明会の計画書

- ・住民説明会を開催する時期、場所等の計画を記載すること。
- ・住民説明会について、詳しくは「4. 住民説明会及び同意・承諾等」を参照のこと。

14 その他、市長が必要と認める書類及び図面

- ・計画の内容に応じて必要な書類及び図面を添付すること。（通常は不要）

3－2. 特定事業変更計画書作成要領

- ・変更計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部とするが、事前協議をスムーズに進めたい場合は、関係各課配布分を別に作成すること。
- ・添付書類（図面の一部は除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。

(1) 目次

変更計画書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 特定事業変更計画書（規則様式第2号の4）

① 事業主・施工者・土地所有者

- ・特定事業者（「1－1. 用語の定義」を参照）の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）・電話番号を記載し、実印を押印すること。
- ・土地所有者が多数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし「ほか〇名」と記載し、土地所有者一覧を別途作成すること。
- ・事前協議の担当者を選定し、所属する法人名・氏名・電話番号を記載すること。

② 変更する事項の内容及び変更の理由

- ・条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（施行規則第8条第1項で定める軽微な変更を除く。）について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

*期間延長及び区域拡大について

期間延長は3ヶ月以内とし、区域拡大は特定事業区域面積の2割以内とする。

(3) 添付書類

- 1 特定事業場の位置図
- 2 変更に係る書類及び図面（変更前と変更後）
- 3 特定事業許可決定通知書の写し
- 4 他の法令等の許認可、届出等の関係書類

3－3. 事前協議の期間

事前協議を開始した日（事前協議書の收受日）から1年を経過しても協議が成立しないときは、事業に実現性がないと判断し、協議を終了する。（規則第3条の4第2項）

3－4. 事前協議済書の交付・有効期限

市との協議が成立次第、申請者に対し特定事業事前協議済書を交付する。（規則第3条の4第3項）

特定事業事前協議済書の有効期間は、交付から1年間である。（規則第3条の4第4項）

3－5. 特定事業計画書（特定事業変更計画書）の内容の変更

特定事業計画書（特定事業変更計画書）の内容に変更が生じた場合は、市に速やかに届け出ること。変更する内容によっては、事前協議をやり直すことがあるので注意すること。

4. 住民説明会及び同意・承諾等

4-1. 住民説明会の開催

特定事業の許可（変更の許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業の実施について周辺住民等の理解を得るために、市との事前協議と並行して住民説明会を開催する必要がある。（条例第9条の3第1項）

(1) 説明対象者

- ① 特定事業場から300メートルの区域内に居住する者
- ② 特定事業場の存する地区の全ての区長又は自治会長

(2) 開催の周知

上記説明対象者及びその他関係者（条例第9条の4第1項の同意及び第2項の承諾を得なければならない者）に対し、個別に書面を配付し、又は自治回覧する等、適切な方法により周知すること。

*特定事業区域の近傍の土地の所有者等が遠方に住んでおり出席が困難な場合でも、必ず書面で通知すること。

(3) 開催時期

各課と事前協議を行い、事業計画の大枠がある程度固まった段階で行うこと。

説明会で出た意見・要望を計画に反映するため、事前協議終了前に行うこと。

(4) 開催日時・場所

周辺住民の参集の便を十分考慮した開催の日時及び場所を選定すること。

（例）休日に、特定事業場が存する地区の自治会館を借りて開催する。

(5) 説明事項

説明する事項は事前協議中の内容に基づくものとし、下記の事項（変更申請における説明会では、変更に係るものに限る。）は必ず説明すること。

- ① 特定事業者の氏名、住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先並びに申請の担当者の氏名及び連絡先
- ② 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積
- ③ 特定事業の期間
- ④ 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）
- ⑤ 特定事業に使用される土砂等の予定量
- ⑥ 跡地利用計画
- ⑦ 調整池の構造
- ⑧ 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項
- ⑨ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- ⑩ 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項
- ⑪ その他、市長が必要と認める事項（通常は必要なし）

(6) 出席者名簿と会議録

説明会の出席者には名簿に住所氏名を記入してもらい、出席者名簿を作成すること。

説明会の内容を記録し、会議録を作成すること。

4—2. 住民説明会の報告

特定事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、説明会に使用した資料、出席者名簿及び会議録を市長に提出すること。(規則第3条の5第4項)

なお、これらの書類は許可申請書類にも添付する必要がある。

4—3. 住民説明会を開催できない場合

何らかの不測の事態が生じて説明会を開催できないときは、速やかに市に報告すること。

当該不測の事態が特定事業者の責めに帰することができない事由であり、説明会を開催することができないと認められる場合は、説明会の開催を要しない。この場合、特定事業者は代替措置を講じるものとする。(条例第9条の3第2項)

(1) 特定事業者の責めに帰することができない事由

① 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

*一過性の台風等で交通が遮断される等はこの事由にあたらない。交通が復旧した後、日を改めて説明会を開催すること。

② 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(2) 説明会を開催できない場合の代替措置

説明対象者[4—1.(1)]に説明事項[4—1.(5)]を記載した書面を配付又は送付する。

4—4. 関係者の同意・承諾

特定事業の許可（変更の許可及び譲受けの許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業の関係者に当該特定事業について説明し、その同意・承諾を得ること。（条例第9条の4）

この同意・承諾は、住民説明会※の後に得ることとし、住民説明会に出席しなかった者には、個別に特定事業の内容等を十分説明し、住民説明会の説明資料及び会議録等を十分確認させること。 ※譲受けの許可の場合、住民説明会は不要

*規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業にあっては、説明会の開催は必要だが、同意書・承諾書は不要

同意・承諾を得る関係者	特定事業	一時堆積 特定事業	様式
特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者	○	○	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書 (規則様式第2号の6)
特定事業場内（特定事業区域内を除く）の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者		○	
特定事業場（特定事業区域を除く）の土地の所有者	○		特定事業区域外土地使用 同意書 (規則様式第2号の7)
特定事業区域から20メートル以内に含まれる土地の所有者	○	○	近傍土地所有者承諾書 (規則様式第2号の8)
特定事業場から100メートル以内の区域に居住する世帯の10分の9以上の世帯主	○*	○*	周辺住民承諾書 (規則様式第2号の9)
特定事業場から100メートルを超えて300メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主	○*	○*	

※譲受けの許可では周辺住民の同意は不要

4—5. 区・自治会の承諾

特定事業の許可（変更の許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業場の存する区又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得るよう努めなければならない。（条例第9条の4第4項）

承諾にあたっては、区・自治会承諾書（規則様式第2号の11）に区・自治会の印を得ること。

特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず区・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を提出すること。

*規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業にあっては、説明会の開催は必要だが、承諾書は不要

4—6. 区・自治会との協定

特定事業の許可（変更の許可及び譲受けの許可を含む。）の申請をしようとする特定事業者は、特定事業場の存する区又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに努めなければならない。（条例第9条の4第5項）

協定の具体的な内容については区・自治会と十分に協議することとし、その書式は任意とする。

*規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業にあっては、協定の締結は不要。

5. 保証金手続

特定事業の許可の申請をしようとする特定事業者のうちのいずれかの者は、事前協議が成立してから許可申請を行うまでの間に、特定事業に要する土砂等の量に応じた金額を保証金として預入しなければならない。(保証金の流れについては「2—2. 保証金手続の流れ」を参照)

なお、変更の許可の場合は土砂等を增量するときに限り、譲受けの許可の場合は特定事業を譲り渡す者が保証金を預入していたときに限る。

5—1. 定期預金口座の開設

(1) 保証金の金額は、特定事業に使用される土砂等の量（一時堆積特定事業の場合は、使用される土砂等の搬入の予定量）に1立方メートル当たり400円を乗じた金額とし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。（条例第28条の2第2項）

なお、1回の埋立てで許可できる搬入土砂等の量は最大50,000立方メートルであるため、保証金の金額は最高20,000,000円となる。

（例）6,789立方メートルの土砂等を搬入する事業の場合

6,789立方メートル×400円=2,715,600円となるが、この額に1,000円未満の端数があるため切り捨てて、2,715,000円となる。

(2) 市と協議した金融機関（原則として京葉銀行四街道支店（所在地：四街道市四街道1-6-5））に、特定事業の許可申請を行おうとする特定事業者のうちのいずれかの者の名義で定期預金により預入すること。ただし、これにより難い場合は、別途市長が定める金融機関とすること。

5—2. 質権設定契約

(1) 預入された定期預金に市を質権者とする質権を設定するため、「質権設定契約書」に必要事項を記入の上、当該定期預金証書と一緒に市に提出すること。

(2) 契約が正式に締結されたら、市が「預り証」を交付するので、紛失しないよう注意して保管すること。

5—3. 金融機関からの質権設定の承諾

(1) 金融機関から質権設定の承諾を得るために、質権設定契約書の写しとともに、質権設定承諾依頼書に必要事項を記入し、金融機関に提出すること。

(2) 金融機関から承諾が得られたら、金融機関の承諾印が押印された質権設定承諾書を受け取ること。なお、京葉銀行四街道支店からの承諾は、質権設定承諾依頼書の金融機関承諾欄に必要事項が記載されて事業者に返却されることで承諾となる。

5—4. 確定日付の取得

- (1) 当該承諾書を千葉公証役場又は千葉地方法務局佐倉支局に持参し、公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の取得印を押印してもらうこと。なお、確定日付の取得にあたり手数料として700円がかかる。
- (2) 確定日付の印が押印されたら、保証金の手続は完了となるので、特定事業許可申請の際に、押印された承諾書を必要書類と一緒に添付し提出すること。（規則第4条第2項第32号）

5—5. その他

- (1) 質権設定契約の締結等に必要な費用は、申請者が負担すること。
- (2) 質権設定契約において市が質権者となる対象は、定期預金の元本のみとなり、利息は含まれない。
- (3) 預入された定期預金に満期日が到来し、預入先の金融機関の定めるところにより継続された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が発生する。

6. 許可申請書等の作成要領

6-1. 特定事業許可申請書作成要領

- ・申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部。

(1) 目次

申請書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第1面>

① 事業主・施工者・土地所有者

- ・特定事業者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）・電話番号を記載し、実印を押印すること。
- ・土地所有者が多数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし「ほか〇名」と記載し、土地所有者一覧を別途作成すること。
- ・申請の担当者を選定し、所属する法人名・氏名・電話番号を記載すること。

② 特定事業場の位置

- ・特定事業区域の代表地番及び「ほか〇〇筆」と記載すること。
なお、申請書には別紙地番一覧表を添付すること。

③ 特定事業場及び特定事業区域の面積

- ・実測により測量した面積を記載すること。

④ 特定事業の期間（1年以内とする。）

- ・土砂等の搬入の計画等から特定事業を行う期間を記載すること。
- ・搬入路等の特定事業場が申請者の所有でない等の場合は、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業区域外土地使用同意書等）の契約期間の範囲内とすること。
- ・許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画すること。
- ・許可が下り次第事業を開始する場合は、「許可日から1年」とすること。

⑤ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

- ・1/250～1/500程度で図面を添付すること。

⑥ 現場責任者の氏名、職名及びその他の事項

- ・現場責任者選任書（(3)添付書類No.11）に記載すること。

⑦ 下請事業者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその他の事項

- ・下請事業者選任書（(3)添付書類No.12）に記載すること。

⑧ 特定事業区域の表土の地質の状況

- ・事業区域の面積に応じて下表のとおり特定事業区域を等分し、それぞれの区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において土砂を採取し（採取は5点混合方式で深さは概ね10～30センチメートル程度）、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則様式第4号）、地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号）を添付すること。（(3)添付書類No.24）

特定事業区域の面積	数
0.3 ヘクタール未満	1
0.3 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5
4 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	6
5 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	7
6 ヘクタール以上 7 ヘクタール未満	8
7 ヘクタール以上 8 ヘクタール未満	9
8 ヘクタール以上 9 ヘクタール未満	10
9 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	11
10 ヘクタール以上	12

- ⑨ 特定事業に使用される土砂等の量（50,000 立方メートル以内とする。）
 ・実測の平面図や断面図により計算した土砂等の総量（土量変化率を考慮したもの。）を記載すること。
- ⑩ 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造
 ・「規則別表第3」に掲げる構造基準に適合した、施工の前後の構造が判別できる 1/250～1/500 程度の断面図等とし、必要に応じ、法面保護工の種類と方法等を記載すること。
- ⑪ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
 ・別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に必要事項を記載すること。
 ・予定量の合計は「(3)添付書類 No.17 土量計算書」の数値と一致すること。
 ・「搬入土砂等の種類」の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1の区分（「第1種建設発生土」等）を記載すること。
- ⑫ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
 ・毎月の定期検査の排水を採取する井戸等の構造がわかる図面を添付すること。
 ・1/500 程度の平面図に排水溝、排水樹等とともに、採取用の井戸等を設置する位置を記載し、添付すること。
- ⑬ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
 ・1/500 程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ 1 メートル程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、調整池（沈砂池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。
- ⑭ 条例第28条の2第1項の規定により預入した保証金の質権を設定した日
 ・質権設定契約書により市と質権設定契約を締結した日付を記載すること。

別紙
地番一覧表

土地（地番）	地目	地積(m^2) 登記簿	所有者	所有者住所	事業場・事業区域の 区分		所有権以外の権利等 有する者の住所・氏名	備考（所有権 以外の権利の 種類等）
					事業場	事業区域		

- (3) 特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>
- ・申請者（事業主・施工者・各土地所有者）ごとに記載すること。
 - ・法人の申請者は第3面・第4面を、個人の申請者は第5面・第6面を記載すること。
 - ・個人の申請者で、「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である者は、法定代理人が法人の場合は第7面・第8面を、法定代理人が個人の場合は第9面・第10面を追加すること。

記載面及び関係者の証明書等（No.は「(4)添付書類」のもの）

申請者	記載面	No.	添付書類	備考
法人	第3面	1	申請者の登記事項証明書	
		1	申請者の印鑑登録証明書	
		4	申請者の役員の住民票の写し	
		5	申請者の株主等（個人）の住民票の写し	
		5	申請者の株主等（法人）の登記事項証明書	
		8	申請者の使用人の住民票の写し	
	第4面	6	他法人の登記事項証明書	他法人 …申請者の役員が、 役員又は株主等に なっている他の法人
		6	他法人の役員の住民票の写し	
		6	他法人の株主等（個人）の住民票の写し	
		6	他法人の株主等（法人）の登記事項証明書	
個人	第5面	1	申請者の住民票の写し	
		1	申請者の印鑑登録証明書	
		8	申請者の使用人の住民票の写し	
	第6面	7	他法人の登記事項証明書	他法人 …申請者が、 役員又は株主等に なっている他の法人
		7	他法人の役員の住民票の写し	
		7	他法人の株主等（個人）の住民票の写し	
		7	他法人の株主等（法人）の登記事項証明書	

↓↓申請者が「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に追加↓↓

申請者の 法定代理人	記載面	No.	添付書類	備考	
法人	第7面	9	法定代理人の登記事項証明書		
			法定代理人の印鑑登録証明書		
			法定代理人の役員の住民票の写し		
			法定代理人の株主等（個人）の住民票の写し		
			法定代理人の株主等（法人）の登記事項証明書		
			法定代理人の使用人の住民票の写し		
	第8面		他法人の登記事項証明書	他法人 …法定代理人の役員が、 役員又は株主等に なっている他の法人	
			他法人の役員の住民票の写し		
			他法人の株主等（個人）の住民票の写し		
			他法人の株主等（法人）の登記事項証明書		
			法定代理人の住民票の写し		
個人	第9面		法定代理人の印鑑登録証明書		
			法定代理人の使用人の住民票の写し		
			他法人の登記事項証明書	他法人 …法定代理人が、 役員又は株主等に なっている他の法人	
			他法人の役員の住民票の写し		
	第10面		他法人の株主等（個人）の住民票の写し		
			他法人の株主等（法人）の登記事項証明書		
			法定代理人の住民票の写し		

* 「役員」「株主等」は「1—1. 用語の定義」を参照すること。

(4) 添付書類

- 添付書類（図面の一部を除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。
- 添付書類の印鑑は申請書と同じものを使用すること。
- 住民票の写し※、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書及び公図の写し※は3ヶ月以内に交付されたものを添付すること。
※住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」であり、そのコピーではない。
「公図の写し」についても同様に、法務局で交付されたものを添付すること。

添付書類一覧

No.	添付書類	説明	<input checked="" type="checkbox"/>
	目次		<input type="checkbox"/>
	特定事業許可申請書【様式第3号】	第1面～第10面	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	地番一覧表	詳細は「(2)特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第1面>」の各項目を参照すること。	<input type="checkbox"/>
	土砂等の搬入計画 【様式第3号別紙】		<input type="checkbox"/>
	現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置についての図面		<input type="checkbox"/>
	特定事業が完了したときの特定事業区域の構造図面		<input type="checkbox"/>
	排水検査に関する図面等		<input type="checkbox"/>
	災害防止措置に関する図面		<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
1	住民票の写し（法人の登記事項証明書）	申請者全員分の書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	印鑑登録証明書		<input type="checkbox"/>
2	申請者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書【様式第3号の2】	申請者ごとにそれぞれ誓約書を作成すること。	<input type="checkbox"/>
3	土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書 【様式第3号の3】	特定事業者のうち、土地の所有者については、特定事業者としての責務等について確認を行い、確認書に署名押印すること。 毎月の施工状況の確認（確認書の第2項目参照）が困難な事情（病気療養中、遠方に住んでいる等）がある場合は、その理由及び代理の者の選任に関する書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>
4	申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し	詳細は「(3)特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」の表を参照すること。	<input type="checkbox"/>
5	申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）		<input type="checkbox"/>
6	申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びにNo.4及びNo.5に掲げる書類		<input type="checkbox"/>
7	申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びにNo.4及びNo.5に掲げる書類		<input type="checkbox"/>
8	申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し		<input type="checkbox"/>
9	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及びNo.4からNo.8までに掲げる書類		<input type="checkbox"/>

No.	添付書類		説明	<input checked="" type="checkbox"/>
10	特定事業に係る請負契約書等の写し		特定事業者のうち、事業主と施工者が異なる場合は、両者の間で交わされた請負契約等に係る書類の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
11	現場責任者選任書【様式第3号の4】			<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	現場責任者の住民票の写し			<input type="checkbox"/>
	現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書【様式第3号の5】			<input type="checkbox"/>
	現場責任者に係るNo.7からNo.9までに掲げる書類		現場責任者の関係者についても、申請者の関係者と同様に住民票等を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	契約書等の写し		選任に係る契約関係書類がある場合、写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
12	下請事業者選任書【様式第3号の6】		下請事業者がある場合は作成すること。	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	下請事業者の住民票の写し(下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書)			<input type="checkbox"/>
	下請事業者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書【様式第3号の2】			<input type="checkbox"/>
	下請事業者に係るNo.4からNo.9までに掲げる書類		下請事業者の関係者についても、申請者の関係者と同様に住民票等を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	契約書等の写し		選任に係る契約関係書類がある場合、写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
13	特定事業場の位置図			<input type="checkbox"/>
特定事業場の付近の見取図				<input type="checkbox"/>
14	特定事業区域の実測求積図			<input type="checkbox"/>
15	特定事業区域及びその周辺 20m以上の区域並びに特定事業場の現況図	平面図	特定事業区域及び特定事業場の境界に設置した杭等に番号を書き、平面図にその場所と番号を記すこと。	<input type="checkbox"/>
		縦断図		<input type="checkbox"/>
		横断図		<input type="checkbox"/>
16	特定事業区域及び特定事業場の計画図	平面図	特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。	<input type="checkbox"/>
		縦断図		<input type="checkbox"/>
		横断図		<input type="checkbox"/>
17	土量計算書			<input type="checkbox"/>
18	土地の登記事項証明書		次の土地に係る書類を法務局で取得すること。 ①特定事業区域の土地 ②特定事業区域の周辺 20mに含まれる土地 ③特定事業場の土地	<input type="checkbox"/>
	公図の写し			<input type="checkbox"/>
19	No.18 の公図の合成図			<input type="checkbox"/>
20	構造安定計算書		土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	ボーリングデータ			<input type="checkbox"/>
	土質試験結果		詳細は「(4) 特定事業の構造計算」を参照すること。	<input type="checkbox"/>
21	擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図・背面図・構造計算書		擁壁又は崖面崩壊防止施設関係書類については、1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁又は崖面崩壊防止施設の裏面の構造が判別できるものであること。(参考条文「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」)	<input type="checkbox"/>
22	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書			<input type="checkbox"/>
23	特定事業が規則別表第2に掲げる行為に該当することを証する書面		規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業である場合は、法令等に基づく許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの)を添付すること。	<input type="checkbox"/>

No.	添付書類		説明	<input checked="" type="checkbox"/>
24	表土 検査 関係 書類	検査試料採取調書 【様式第4号】	地質分析（濃度）結果証明書は、計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。	<input type="checkbox"/>
		地質分析（濃度）結果証明書 【様式第5号】		<input type="checkbox"/>
		採取地点位置図		<input type="checkbox"/>
		採取地点現場写真		<input type="checkbox"/>
25	施工計画書		特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 (詳細は「(5)施工計画書」参照すること。)	<input type="checkbox"/>
26	添 付 書 類	特定事業区域の排水計画図		<input type="checkbox"/>
		流量計算書・流域図		<input type="checkbox"/>
		暗渠又は開渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面		<input type="checkbox"/>
		調整池の平面図・断面図・構造図・容量計算書		<input type="checkbox"/>
		放流先水路の流域図・断面図		<input type="checkbox"/>
27	土砂等の搬入経路図			<input type="checkbox"/>
28	農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し		四街道市農業委員会の受付印のあるもの(本特定事業の申請と同日でも可)	<input type="checkbox"/>
29	埋蔵文化財の所在の有無に関する書類		特定事業場が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、四街道市教育委員会社会教育課に文書にて確認し、その回答書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
30	占用許可書等の写し		特定事業区域内に道路又は水路がある場合(赤道青道がある場合は四街道市法定外公共物土木工事許可通知書等を添付すること。)	<input type="checkbox"/>
31	境界確定図の写し		土地の境界の確定図の写しを添付すること。(詳細は「1—6. 許可の条件(10)」を参照すること。)	<input type="checkbox"/>
32	質権設定承諾依頼書		金融機関の承諾の確定日付のあるもの	<input type="checkbox"/>
33	住民説明会報告書【様式第5号の2】			<input type="checkbox"/>
	添 付 書 類	出席者名簿		<input type="checkbox"/>
		会議録		<input type="checkbox"/>
		説明資料		<input type="checkbox"/>
34	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書【様式第2号の6】		詳細は「4—4. 関係者の同意・承諾」を参照すること。	<input type="checkbox"/>
	特定事業区域外土地使用同意書【様式第2号の7】			<input type="checkbox"/>
35	近傍土地所有者承諾書【様式第2号の8】			<input type="checkbox"/>
36	周辺住民承諾書【様式第2号の9】			<input type="checkbox"/>
	世帯数調査書【様式第2号の10】			<input type="checkbox"/>
37	区・自治会承諾書【様式第2号の11】		承諾書には区・自治会の印を得ること。 特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず区・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
38	区・自治会との協定書の写し		条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は添付すること。	<input type="checkbox"/>
39	その他、市長が必要と認める書類及び図面		他の自治体での実績（許可書の写し）	<input type="checkbox"/>

(5) 特定事業の構造計算

特定事業の構造について、安定計算を実施する際には、ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値を基に土質定数を決定すること。

また、円弧すべりの安定計算を実施する場合には最低1断面につき2ヶ所のボーリング調査を行うこと。ただし、地層の状況が明らかな場合については1ヶ所のボーリングでも可とする。なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること。

ボーリング調査により軟弱層（圧密層）が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果を基に圧密計算を実施し、側方流動に対し安全かどうか確認を行うこと。

(6) 施工計画書

別紙施工計画書様式に下記事項を記載のうえ、関係図面等と併せて添付すること。
土砂等の流出等による災害の発生を防止する観点から、必要な施工段階において市職員が立会い確認をするので、施工方法、工程表にその旨記載すること。

① 現場組織表

- ・現場責任者及び現場の施工体制及び災害等の緊急時の連絡体制を記載すること。

② 特定事業に使用する機械、資材

- ・特定事業に使用する機械（重機等）及び資材について、種類及び数量を記載すること。

③ 施工方法

- ・特定事業の構造上の基準（規則別表第3）に合致する施工方法をとることとし、個別の工事ごとの施工方法やその工程等を詳細に記載した書類とすること。具体的には、搬入路、地盤改良、排水施設、堰堤、法面整形、埋立て等の方法等、個別の工事工程ごとにその施設等の設置方法及び施工等を盛り込んだ施工図面及びそれを補足する文言等を記載した書類とすること。

- ・土砂等の埋立て等の方法は、原則として高さ5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けること。1段ごとに施工するか、層状に埋立て等を行いその都度の法面の整形を行う方法とする。

④ 工程表

- ・特定事業に係る工事の種別、段階ごとに、バーチャートで記載すること。

[記 載 例]

施 工 計 画 書

施工期間 自 許 可 日
 至 年 月 日

事業主

1 現場組織表

①施工者名 住 所
氏 名 話
電

②現場施工体制 現場責任者
電 話

現場代理人
電 話

重機責任者
電 話

事務責任者
電 話

③緊急時連絡体制 氏 名
(2名) 電 話

氏 名
電 話

2 特定事業に使用する機械、資材

1) 使用機械

名 称	規 格	数 量	備 考
ブルドーザー	D50	1	
バックホー	0.7	3	
土砂運搬車			

2) 使用資材

名 称	規 格	数 量	備 考
垂木	4m	10 本	
小幅板	4m	10 本	
碎石	40~60		
U字溝	U-300A		
U字溝	U-450		
U字溝	U-240		
U字溝	U-240		
コルゲート管	TDW400H		
コルゲート管	TDW600H		

3 施工方法

準 備 工

- 1) 現況平面図のとおり、特定事業区域・特定事業場を明確にするために木杭（赤スプレーを塗布）を打ちました。木杭には計画盛土の高さがわかるように丁張りを出しました。
また、木杭の場所には旗竿を立て位置がわかるようにしました。
(図一1)
- 2) 1) の作業後に特定事業区域・その周辺 20m の区域・特定事業場の着工前の現況写真を撮りましたので添付します。特に、上側、排水路、湧水、赤道等で後日、目視確認ができない部分は詳細な現況写真を撮りました。
- 3) 特定事業場には、現場事務所及び標識板を設置します。
- 4) 資材搬入用の搬入路を確保します。施工時には、土砂や碎石等が流出しないよう細心の注意を払いながら施工いたします。

市 の 確 認

防 災 工

- 1) 土砂及び濁水の流出を防止するため、仮調整池（沈砂池）、土堰堤（小堰堤）、防護柵を設置します。
(図一2)
- 2) 上側から排水のための排水施設、湧水等の排水対策施設を設置します。
(図一3)

市 の 確 認

搬 入 工

- 1) 土砂等発生元の地質検査希望日の 14 日前までに発生元土砂等検査試料採取計画書を提出し、立会いを依頼します。
- 2) 土砂等を搬入する日の 7 日前までに土砂等搬入届を提出します。
- 3) 搬入された土砂の量がわかるよう管理台帳を常に現場事務所に備えます。

土工

1) 土砂等は下段側から施工します。設計計画法面の丁張りを設置し、設計計画法面を確保しながら、施工を行います。

(図一4)

2) 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工します。

(図一5)

3) 土工事の締め固めはブルドーザーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工し、法面を確保しながら仕上げます。

*降雨が予想される場合はブルーシート等で法面を保護し、法面の崩壊を防ぎます。

4) 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ5m(最大)までとします。

垂直高さ5mごとに小段(犬走り)を設け、その幅は1m以上とします。

また、小段には排水施設を設け、法面の縦排水施設に接続します。

(図一6)

5) 法面緑化工事を行います。

6) 一段(高さ:5m)ごとに確認検査を依頼します。

確認検査時には土砂の量が確認できるような図面を作成します。

(図一7)

7) 以上の土工事については、要所ごとに写真撮影を行います。

市の確認

8) 土工事については以上のことを繰り返します。

9) 特定事業が許可期間内に計画どおり完了できるかどうかについて、完了できる場合は特定事業完了事前届を、完了できない場合は特定事業終了事前届を許可期限の2ヶ月前までに提出します。

10) 完了届の提出を行い、確認検査を依頼します。

特定事業の完了検査

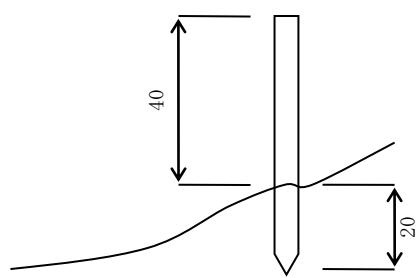
植樹工

1) 覆土整地を行います。

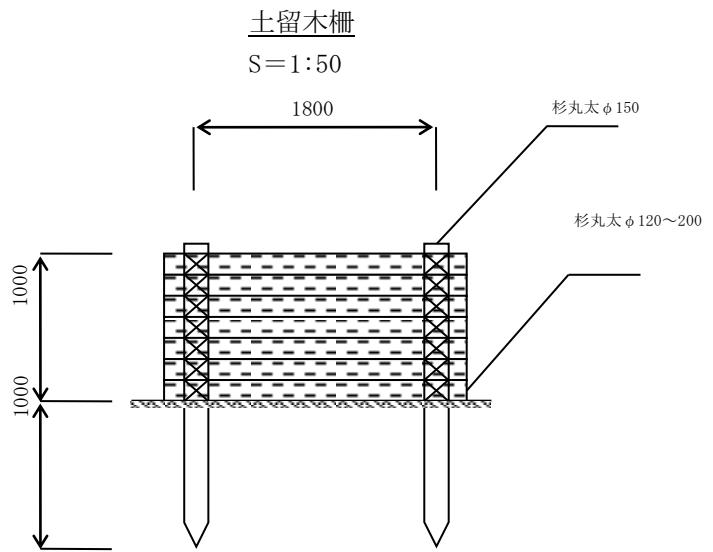
2) 法面緑化工事を行います。

3) 植樹工事を行います。

図—1

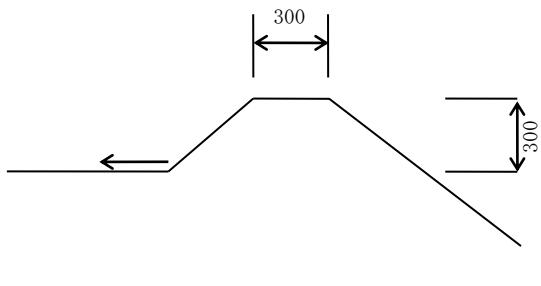


図—2—①



図—2—②

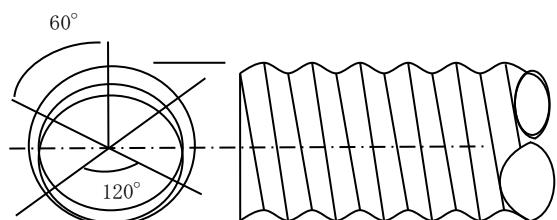
小 堤 堤



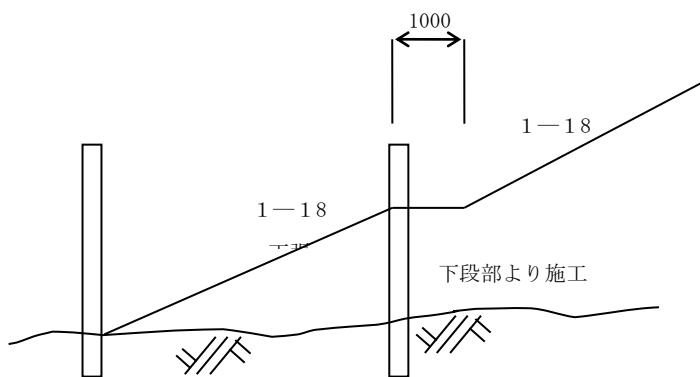
図—3

プレスト管

無孔管 • 記号 (ϕ 100~ ϕ 1,000)
 • PY

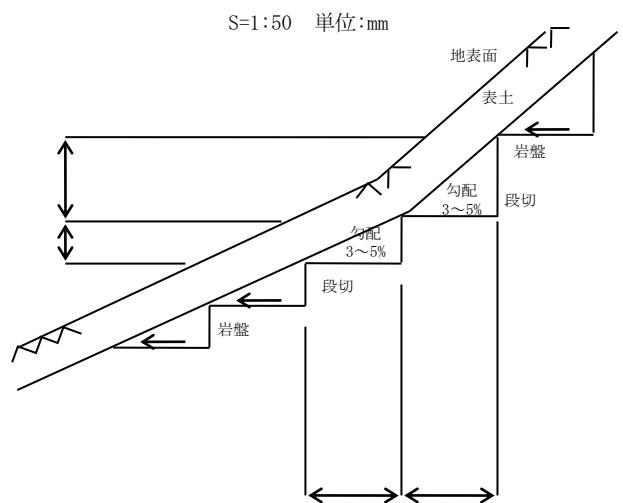


図—4

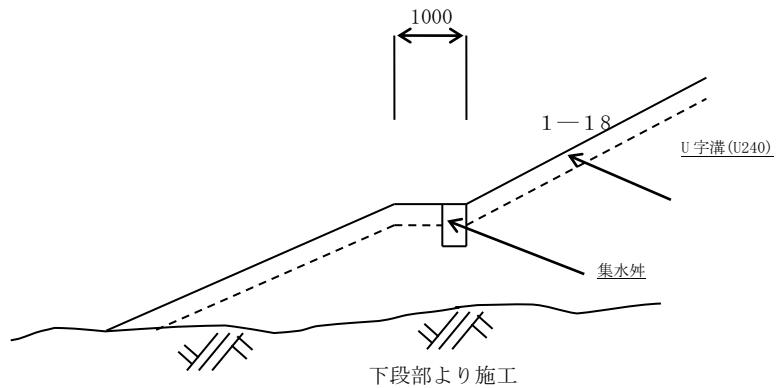


図—5

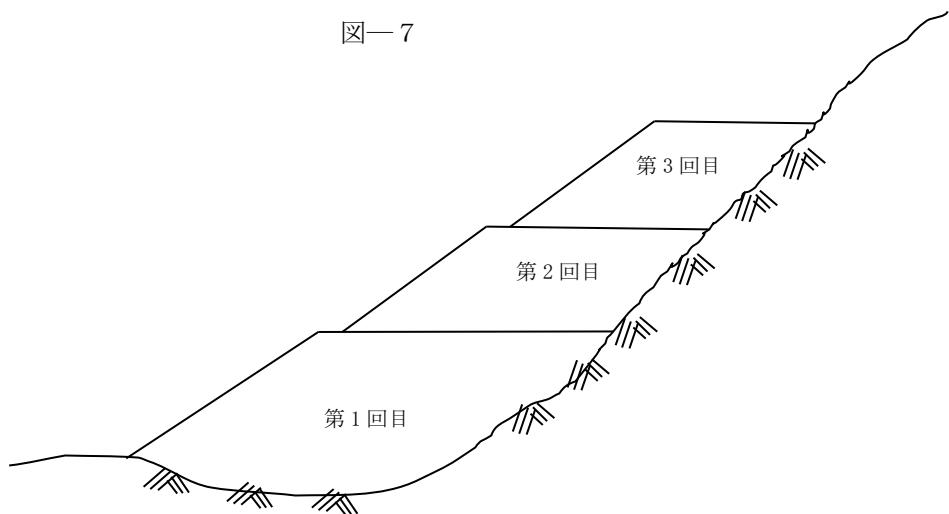
段切施工仕様図



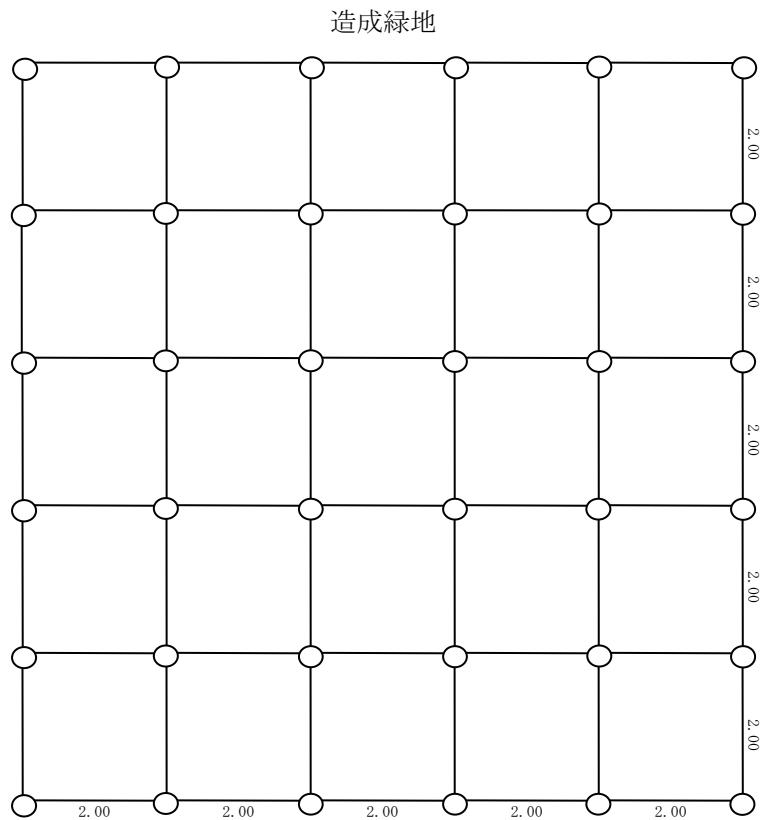
図—6



図—7

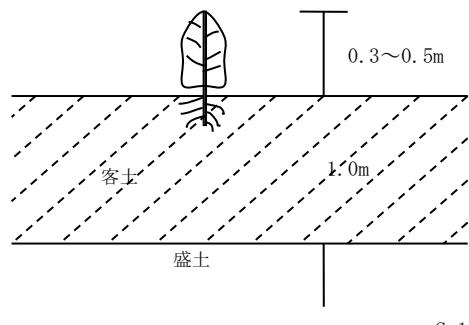


植栽配置図 客土仕様図



S=1:100
単位(m)

樹種	スギ
樹高	0.3~0.5m
本数	2500本/ha



S=1:50

4. 工程表

工種		年											
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備工	計画・準備												
	伐採・伐根												
	資材搬入路工												
	* 市の確認*												
防災工	土砂防止柵工												
	排水工												
	沈砂池工												
	* 市の確認*												
搬入工	採取計画書提出												
	* 発生元検査*												
	土砂搬入届提出												
土工・植樹工	土砂埋立工												
	排水施設工												
	・ 法面緑化工												
	表土植樹工												
	* 市の確認*												
検査	* 定期検査*												
	完了届提出												
	* 完了検査*												

6－2. 特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書作成要領

- ・申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部。

(1) 目次

申請書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 一時堆積特定事業許可申請書（規則様式第6号）<第1面>

① 事業主・施工者・土地所有者

- ・特定事業者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）・電話番号を記載し、実印を押印すること。
- ・土地所有者が多数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし「ほか〇名」と記載し、土地所有者一覧を別途作成すること。
＊一時堆積特定事業の場合、特定事業場の土地所有者が特定事業者になる。
- ・申請の担当者を選定し、所属する法人名・氏名・電話番号を記載すること。

② 特定事業場の位置

- ・特定事業区域の代表地番及び「ほか〇〇筆」と記載すること。
なお、申請書には別紙地番一覧表を添付すること。

③ 特定事業場及び特定事業区域の面積

- ・実測により測量した面積を記載すること。

④ 特定事業の期間（1年以内とする。）

- ・土砂等の搬入の計画等から特定事業を行う期間を記載すること。
- ・許可申請等から許可となるまでの期間を考慮に入れて期間を計画すること。
- ・許可が下り次第事業を開始する場合は、「許可日から1年」とすること。

⑤ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

- ・1/250～1/500程度で図面を添付すること。

⑥ 現場責任者に関する事項

- ・現場責任者選任書（(4)添付書類No.11）に記載すること。

⑦ 下請事業者に関する事項

- ・下請事業者選任書（(4)添付書類No.12）に記載すること。

⑧ 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造）

- ・事業区域の面積に応じて下表のとおり特定事業区域を等分し、それぞれの区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において土砂を採取（採取は5点混合方式で深さは概ね10～30センチメートル程度）し、分析し、採取試料の採取地点の位置図及び採取状況の現場写真、検査試料採取調書（規則様式第4号）、地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号）を添付すること。（(4)添付書類No.25）

特定事業区域の面積	数
0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

*表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、1/250～1/500程度の構造がわかる断面図等を添付すること。((4)添付書類No.24)（この場合、表土の地質検査は不要。）

- ⑨ 特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量
 - ・全許可期間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載する。「⑪特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」の予定量の合計と一致すること。
- ⑩ 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
 - ・「規則別表第4」に掲げる構造基準に適合した、施工の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等を添付すること。
- ⑪ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
 - ・別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に必要事項を記載すること。
 - ・「搬入土砂等の種類」の欄には、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表第1の区分（「第1種建設発生土」等）を記載すること。
- ⑫ 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
 - ・毎月の定期検査の排水を採取する施設の構造がわかる図面を添付すること。
 - ・1/500程度の平面図に排水溝、排水樹等とともに、採取用の施設を設置する位置を記載し、添付すること。
- ⑬ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置
 - ・1/250程度の平面図及び立面図に、工法等を記載すること。
- ⑭ 条例第28条の2第1項の規定により預入した保証金の質権を設定した日
 - ・質権設定契約書により市と質権設定契約を締結した日付を記載すること。

別紙

地番一覧表

土地（地番）	地目	地積(m ²) 登記簿	所有者	事業場・事業区域の 区分		所有権以外の権利等 有する者の住所・氏名	備考（所有権 以外の権利の 種類等）
				事業場	事業区域		

- (3) 一時堆積特定事業許可申請書（規則様式第6号）<第3面～第10面>
- ・申請者（事業主・施工者・各土地所有者）ごとに記載すること。
 - ・法人の申請者は第3面・第4面を、個人の申請者は第5面・第6面を記載すること。
 - ・個人の申請者で、「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である者は、法定代理人が法人の場合は第7面・第8面を、法定代理人が個人の場合は第9面・第10面を追加すること。
 - ・「6—1. 特定事業許可申請書作成要領 (3) 特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」の表「記載面及び関係者の証明書等」も参照すること。

(4) 添付書類

- ・添付書類（図面の一部を除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。
 - ・添付書類の印鑑は申請書と同じものを使用すること。
 - ・住民票の写し※、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書及び公図の写し※は申請する日前3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
- ※住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」であり、そのコピーではない。
「公図の写し」についても同様に、法務局で交付されたものを添付すること。

添付書類一覧

No.	添付書類	説明	<input checked="" type="checkbox"/>
	目次		<input type="checkbox"/>
	特定事業許可申請書【様式第6号】	第1面～第10面	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	地番一覧表	詳細は「(2)一時堆積特定事業許可申請書（規則様式第6号）<第1面>」の各項目を参照すること。	<input type="checkbox"/>
	土砂等の搬入計画 【様式第6号別紙】		<input type="checkbox"/>
	現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置についての図面		<input type="checkbox"/>
	一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造図面		<input type="checkbox"/>
	排水検査に関する図面等		<input type="checkbox"/>
	土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置の図面		<input type="checkbox"/>
	1 住民票の写し(法人の登記事項証明書) 印鑑登録証明書	申請者全員分の書類を添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	申請者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書 【様式第3号の2】	申請者ごとにそれぞれ誓約書を作成すること。	<input type="checkbox"/>
3	土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書 【様式第3号の3】	特定事業者のうち、土地の所有者については、特定事業者としての責務等について確認を行い、確認書に署名押印すること。 毎月の施工状況の確認（確認書の第2項目参照）が困難な事情（病気療養中、遠方に住んでいる等）がある場合は、その理由及び代理の者の選任に関する書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>
4	申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し	詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領 (3) 特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」の表を参照すること。	<input type="checkbox"/>
5	申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し(当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書)	詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領 (3) 特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」の表を参照すること。	<input type="checkbox"/>

No.	添付書類		説明	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びにNo.4及びNo.5に掲げる書類			<input type="checkbox"/>
7	申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びにNo.4及びNo.5に掲げる書類			<input type="checkbox"/>
8	申請者に規則第4条の2に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し			<input type="checkbox"/>
9	申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及びNo.4からNo.8までに掲げる書類			<input type="checkbox"/>
10	特定事業に係る請負契約書等の写し		特定事業者のうち、事業主と施工者が異なる場合は、両者の間で交わされた請負契約等に係る書類の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
11	現場責任者選任書【様式第3号の4】			<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	現場責任者の住民票の写し			<input type="checkbox"/>
	現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書【様式第3号の5】			<input type="checkbox"/>
	現場責任者に係るNo.7からNo.9までに掲げる書類		現場責任者の関係者についても、申請者の関係者と同様に住民票等を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	契約書等の写し		選任に係る契約関係書類がある場合、写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
12	下請事業者選任書【様式第3号の6】		下請事業者がある場合は作成すること。	<input type="checkbox"/>
添 付 書 類	下請事業者の住民票の写し（下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書）			<input type="checkbox"/>
	下請事業者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書【様式第3号の2】			<input type="checkbox"/>
	下請事業者に係るNo.4からNo.9までに掲げる書類		下請事業者の関係者についても、申請者の関係者と同様に住民票等を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	契約書等の写し		選任に係る契約関係書類がある場合、写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
13	特定事業場の位置図			<input type="checkbox"/>
特定事業場の付近の見取図				<input type="checkbox"/>
14	特定事業区域の実測求積図			<input type="checkbox"/>
15	特定事業区域及びその周辺20m以上の区域並びに特定事業場の現況図	平面図	特定事業区域及び特定事業場の境界に設置した杭等に番号を書き、平面図にその場所と番号を記すこと。	<input type="checkbox"/>
		縦断図		<input type="checkbox"/>
		横断図		<input type="checkbox"/>
16	特定事業区域及び特定事業場の計画図	平面図	土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。	<input type="checkbox"/>
		縦断図		<input type="checkbox"/>
		横断図		<input type="checkbox"/>
17	土量計算書		土砂等の堆積が最大となった場合の土量を計算すること。	<input type="checkbox"/>
18	土地の登記事項証明書 公図の写し	次の土地に係る書類を法務局で取得すること。 ①特定事業区域の土地 ②特定事業区域の周辺20mに含まれる土地 ③特定事業場の土地		<input type="checkbox"/>
19				<input type="checkbox"/>

No.	添付書類	説明	<input checked="" type="checkbox"/>
20	構造安定計算書	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
	添付書類 ボーリングデータ		<input type="checkbox"/>
	土質試験結果	詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領 (5) 特定事業の構造計算」を参照すること。	<input type="checkbox"/>
21	擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図・背面図・構造計算書	擁壁又は崖面崩壊防止施設関係書類については、1/20~1/50 程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁又は崖面崩壊防止施設の裏面の構造が判別できるものであること。(参考条文「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」)	<input type="checkbox"/>
22	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書		<input type="checkbox"/>
23	特定事業が規則別表第2に掲げる行為に該当することを証する書面	規則別表第2に掲げる行為に伴う特定事業である場合は、法令等に基づく許認可等の許可書等又は申請書の写し(受付印のあるもの。)を添付すること。	<input type="checkbox"/>
24	特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図		<input type="checkbox"/>
25	表土検査関係書類	特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合に添付すること。	<input type="checkbox"/>
		地質分析(濃度)結果証明書【様式第5号】	<input type="checkbox"/>
		採取地点位置図	<input type="checkbox"/>
		採取地点現場写真	<input type="checkbox"/>
26	施工計画書	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 (詳細は6—1. 特定事業許可申請書作成要領 「(6) 施工計画書」 参照すること。)	<input type="checkbox"/>
27	特定事業区域の排水計画図		<input type="checkbox"/>
	添付書類 流量計算書・流域図 暗渠又は開渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面 調整池の平面図・断面図・構造図・容量計算書 放流先水路の流域図・断面図		<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
28	土砂等の搬入経路図		<input type="checkbox"/>
29	農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し	四街道市農業委員会の受付印のあるもの(本特定事業の申請と同日でも可。)	<input type="checkbox"/>
30	埋蔵文化財の所在の有無に関する書類	特定事業場が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、四街道市教育委員会社会教育課に文書にて確認し、その回答書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
31	占用許可書等の写し	特定事業区域内に道路又は水路がある場合(赤道青道がある場合は四街道市法定外公共物土木工事許可通知書等を添付すること。)	<input type="checkbox"/>
32	境界確定図の写し	土地の境界の確定図の写しを添付すること。(詳細は「1—6. 許可の条件(10)」を参照すること。)	<input type="checkbox"/>
33	質権設定承諾依頼書	金融機関の承諾の確定日付のあるもの	<input type="checkbox"/>
34	住民説明会報告書【様式第5号の2】		<input type="checkbox"/>
	添付書類 出席者名簿		<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

No.	添付書類	説明	<input checked="" type="checkbox"/>
	説明資料		<input type="checkbox"/>
35	特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書【様式第2号の6】	詳細は「4—4. 関係者の同意・承諾」を参照すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
36	近傍土地所有者承諾書 【様式第2号の8】		<input type="checkbox"/>
37	周辺住民承諾書【様式第2号の9】 世帯数調査書【様式第2号の10】	詳細は「4—4. 関係者の同意・承諾」を参照すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
38	区・自治会承諾書【様式第2号の11】	承諾書には区・自治会の印を得ること。 特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず区・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付すること。	<input type="checkbox"/>
39	区・自治会との協定書の写し	条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は添付すること。	<input type="checkbox"/>
40	その他、市長が必要と認める書類及び図面	他の自治体での実績（許可書の写し）	<input type="checkbox"/>

6—3. 特定事業変更許可申請書作成要領

- ・申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部。

(1) 目次

申請書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 特定事業変更許可申請書（規則様式第8号）<第1面>

① 事業主・施工者・土地所有者

- ・特定事業者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）・電話番号を記載し、実印を押印すること。
- ・土地所有者が多数おり、記載・押印しきれない場合には、土地所有者の1名を代表とし「ほか〇名」と記載し、土地所有者一覧を別途作成すること。
＊一時堆積特定事業の場合、特定事業場の土地所有者が特定事業者になる。
- ・申請の担当者を選定し、所属する法人名・氏名・電話番号を記載すること。

② 変更する事項の内容及び変更の理由

- ・条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則第8条第1項で定める軽微な変更を除く。）について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

*期間延長及び区域拡大について

期間延長は3ヶ月以内とし、区域拡大は特定事業区域面積の2割以内とする。

③ 条例第28条の2第1項の規定により預入した保証金の質権を設定した日（特定事業に使用される土砂等を增量する場合に限る。）

- ・質権設定契約書により市と質権設定契約を締結した日付を記載すること。

(3) 特定事業変更許可申請書（規則様式第8号）<第2面>

添付してある書類について〇印を付すること。（1から9まで及び31から34までは必須）

(4) 添付書類

- ・添付書類（図面の一部を除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。
- ・添付書類の印鑑は申請書と同じものを使用すること。
- ・住民票の写し※、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書及び公団の写し※は申請する日前3ヶ月以内に交付されたものを添付すること。
＊住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」であり、そのコピーではない。
「公団の写し」についても同様に、法務局で交付されたものを添付すること。

① 申請者及びその関係者の住民票等

- ・詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（3）特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」を参照すること。

② 申請者が条例第12条第7項において準用する条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書

③ 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書

④ 変更に係る書類及び図面（変更前と変更後）

- ⑤ 金融機関の承諾の確定日付のある質権設定承諾依頼書
 - ・特定事業に使用される土砂等を增量する場合に限る。
- ⑥ 住民説明会報告書
 - ・出席者名簿、会議録及び説明資料を添付すること。
- ⑦ 関係者の同意書、承諾書及び世帯数調査書
 - ・詳細は「4—4. 関係者の同意・承諾」を参照すること。
- ⑧ 区・自治会承諾書
 - ・承諾書には区・自治会の印を得ること。
 - ・特定事業について十分に説明し、努力を尽くしたにもかかわらず区・自治会の承諾を得られない場合は、その理由、経緯等を詳しく記した理由書を添付すること。
- ⑨ 区・自治会との協定書の写し
 - ・条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は添付すること。
- ⑩ その他、市長が必要と認める書類及び図面
 - ・計画の内容に応じて必要な書類及び図面を添付すること。(通常は不要)

(5) 特定事業区域を拡大する場合の表土の地質検査について

特定事業区域を拡大する申請の場合についての表土の地質検査については、原則として增加する特定事業区域の面積を規則第4条第7項の区分に応じて地質検査を行うこと。

6—4. 特定事業譲受け許可申請書作成要領

- ・申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ・提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部。

(1) 目次

申請書に添付される書類についての目次を作成すること。

(2) 特定事業譲受け許可申請書（規則様式第19号の4）

譲受けに係る事項（第1面）並びに申請者及びその関係者（詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（3）特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」を参照）について記載すること。

(3) 添付書類

- ・添付書類（図面の一部を除く。）は、日本産業規格A列4番で作成すること。
- ・添付書類の印鑑は申請書と同じものを使用すること。
- ・住民票の写し※、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書及び公団の写し※は申請する日前3ヶ月以内に交付されたものを添付すること。
※住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」であり、そのコピーではない。
「公団の写し」についても同様に、法務局で交付されたものを添付すること。

① 申請者及びその関係者の住民票等

- ・詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（3）特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」を参照すること。

② 申請者が条例第12条第7項において準用する条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書

③ 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書

- ・申請者が特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の土地の所有者である場合

④ 譲受けに伴い新たな特定事業の請負契約等がある場合は、当該請負契約等に係る書類の写し

- ・譲受に伴い事業主と施工者の間で新たな請負契約等が締結された場合は添付すること。

⑤ その他

- ・その他、施行規則第14条の3第2項に掲げる必要書類を添付すること。
- ・各書類の説明は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（4）添付書類」を参照すること。

6—5. 特定事業相続等届作成要領

(1) 特定事業相続等届（規則様式第20号）

相続等に係る事項（第1面）並びに届出者及びその関係者（詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（3）特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」を参照）について記載すること。

(2) 添付書類

- ① 承継を証する書面
- ② 届出者及びその関係者の住民票等
 - ・詳細は「6—1. 特定事業許可申請書作成要領（3）特定事業許可申請書（規則様式第3号）<第3面～第10面>」を参照すること。
- ③ 届出者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書
- ④ 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書
 - ・届出者が特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の土地の所有者である場合

7. 特定事業の施工（許可後の手続き等）

許可後の施工については、申請内容を遵守し、施工計画に基づいた工程管理に努めること。特に、土砂等管理台帳については事業者の責務において適正な作成、管理をすること。また、工事工程の随所に市職員の立会いが必要な箇所があるため、事前に連絡をして日程を調整すること。

7—1. 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認

- ・特定事業許可決定通知書の交付を受けた許可特定事業者は、次に掲げる施設等を設置するとともに、その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を連絡し、市職員の立会いの上確認を受けた後に搬入が可能となる。
 - ① 土砂等の搬入を管理するための現場事務所（特定事業区域が 3,000 平方メートル以上の場合）
 - ② 特定事業に関することを表示した標識（規則様式 17 号）
 - ③ 土砂等の搬入路
 - ④ 排水を測定するための施設（一時堆積特定事業の場合は設置済み）
 - ⑤ 土砂等を発生場所ごとに区分する施設（一時堆積特定事業の場合）

7—2. 土砂等の発生元地質検査の立会い（条例第 13 条の 4）

- ・土砂等の発生元で地質検査を行う場合は、発生元事業者が作成した発生元土砂等検査試料採取計画書（規則様式第 10 号の 3）を届け出ること。
 - ・計画書は、試料の採取を希望する日の 14 日前までに届け出ること。
 - ・市は、届出のあった検査について、検査試料を採取する日、採取する方法及び採取する場所を指定する。また、原則として市職員が採取に立ち会う。
- *採取の方法等について、事前に環境政策課に相談すること。
- *特定事業の許可を受ける前であっても、事前協議が成立した土砂等の発生元に関しては、当該届出をすることができる。
- *土砂等の発生元に変更がある場合、事前に特定事業軽微変更届（規則様式第 10 号）を提出すること。（軽微変更届の詳細については、「7—8. 特定事業の変更（条例第 12 条）」を参照すること。）

(1) 発生元土砂等検査試料採取計画書

- ① 発生元事業者（発注者・元請負人・下請負人）
 - ・発生元事業者の住所・氏名・現場責任者氏名・電話番号を記載し、実印を押印すること。（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名。）
- ② 当該工事に係る土砂等発生総量
 - ・発生元工事で発生する土量の総量を記載し、括弧内には当該特定事業に搬出する土量を記載すること。
- ③ 今回の採取に係る土砂等の量及び検体数
 - ・搬出契約量のうち、今回検査する土量及び検体数を記載すること。（2,000 立方メートルにつき 1 検体以上検査すること。）

- ④ 当該工事に係る発生土砂等の土量計算書及び計算の根拠となる平断面図等
 - ・「発生元工事全体の発生土量」「当該特定事業場に搬出する全体の土砂等の場所及び土量」「今回の検査に係る土砂等の場所及び土量（2,000 立方メートルごとに区分けされたもの）」が明確な図面及び計算書とすること。
- ⑤ 土砂等の採取希望地点及び当該地点の現況
 - ・④の図面に採取希望地点を記載し、現況の写真を添付すること。
 - ・土砂等の汚染状況を適切に把握できる場所で採取すること。
- ⑥ 採取の方法
 - ・掘削深度に応じてボーリング等適切な方法とすること。
- ⑦ 分析機関
 - ・試料採取は必ず分析機関の職員が行うこと。
- ⑧ 発生土砂等埋立事業
 - ・当該特定事業を記載すること。（特定事業者が多く、「事業者」の欄に記載しきれない場合は、代表として事業主を記載すること。）

7—3. 土砂等の搬入（条例第14条）

- ・土砂等の搬入を行う7日前までには必ず、土砂等搬入届（規則様式第11号）を提出し、市の確認を受けること。なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所でも2,000立方メートルごとに作成すること。
- ・土砂等の運搬については、必ず発生工事現場から直接搬入することとし、一時堆積場等を経由する運搬は禁止する。

- (1) 添付書類
 - 1 土砂等発生元証明書（規則様式第12号）
 - 2 検査試料採取調書（規則様式第4号）
 - 3 地質分析（濃度）結果証明書（規則様式第5号）
 - 4 土砂等の発生場所の位置図
 - 5 土砂等の発生場所の平面図（試料採取位置を記載したもの）
 - 6 土砂等の発生場所の現場写真
 - 7 発生土砂等運搬車両一覧（規則様式第12号別紙）
 - 8 搬入経路図（発生元現場から当該特定事業場までの全経路図と、四街道市内の詳細な経路図の2種類を添付すること。）
- (2) 土砂等搬入届についての留意点
 - ① 土砂等の全体搬入量
 - ・発生元証明書の「搬出契約量」を記載し、括弧内には発生元証明書の「今回の証明に係る土砂等の量」を記載すること。
 - ② 土砂等の搬入期間
 - ・当該搬入届で、当該特定事業場に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること。（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること。）
 - ③ 土砂等の運搬事業者名
 - ・複数の事業者がある場合は全ての運搬事業者を記載すること。

- (3) 土砂等発生元証明書についての留意点
- ① 土砂等発生元証明書の宛て
 - ・土砂等の埋立て等を行う事業者
 - ② 当該工事に係る土砂等発生総量
 - ・当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該工事現場から該当特定事業場へ搬出する契約総量を記載する。
 - ③ 今回の証明に係る土砂等の量
 - ・搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（2,000 立方メートルまで）を記載する。
 - ④ 発生土砂等の区分
 - ・発生土利用基準について（平成 18 年 8 月 10 日国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）表一 1 土質区分基準を参照し、同表細区分の項から選択すること。
(質の異なる土砂が混在している場合は複数選択すること。)

7—4. 特定事業の着手の届出（条例第 13 条の 3）

- ・土砂等の埋立て等（土砂等の搬入）に着手したときは、着手した日から 10 日以内に特定事業着手届（規則様式第 10 号の 2）を提出すること。

7—5. 特定事業の施工管理

- ・施工計画書で定めた市職員が確認する工事工程が終了した場合には、事前に連絡の上、市職員の確認を受けること。
- * 土地所有者は必ず月 1 回以上自ら施工状況を確認すること。

7—6. 土砂等管理台帳の作成と報告（条例第 15 条）

- ・土砂等の発生場所ごとに土砂等管理台帳（規則様式第 12 号の 3・第 12 号の 4）を作成し、搬入量等を管理すること。
- ・特定事業を開始した日（土砂等の埋立て等に着手した日）から 1 ヶ月ごとに、特定事業状況報告書（規則様式第 13 号）・一時堆積特定事業状況報告書（規則様式第 14 号）を提出し、特定事業に使用された土砂等の量を報告すること。
- ・報告期限は当該 1 ヶ月を経過した日から 1 週間以内である。

(1) 特定事業状況報告書・一時堆積特定事業状況報告書

- ① 今回の報告に係る期間
 - ・毎月の初日から末日までとする。
- ② 発生場所・工事名等
 - ・一つの発生場所から 2,000 立方メートル以上の土砂等を搬入する場合は、「A 建設工事①」「A 建設工事②」のように分けて記載すること。
- ③ 別紙
 - ・各土地所有者の氏名を上段に記載し、現場を確認した日の欄に押印すること。

(2) 添付書類

土砂等管理台帳の写し

7—7. 地質水質の定期検査と報告（条例第16条）

- ・特定事業の着手日から1ヶ月ごとに、特定事業区域の土壤の地質検査及び排水の水質検査を実施し、報告すること。
- ・試料採取には市の職員が立ち会うことから、環境政策課に連絡し日程を調整すること。
- ・報告期限は当該1ヶ月を経過した日から1週間以内であることから、検査結果が出るまでの期間を考慮し、余裕のある日程とすること。
- ・地質検査の試料の数は、特定事業区域の面積を3,000平方メートルで除した数（端数繰上げ）である。ただし、土砂等の搬入量が少ないため十分な土砂等を採取できない場合は、市の職員が指定する数とする。採取は5点混合で、場所や深さは市の職員が指定する。
- ・水質検査は、許可申請時に定めた排水測定地点より1検体採取すること。
- ・検査は規則別表第1に従い適正に行うこと。特に水素イオン濃度については注意すること。（試料の風乾は禁止）

7—8. 特定事業の変更（条例第12条）

- ・事業計画等、申請した内容に変更が生じる場合は、原則として市の許可が必要になる。
変更の許可の流れは、許可時と同様になる。

＜許可の流れ＞ ①事前協議 → ②住民説明会 → ③周辺関係者等の同意・承諾
→ ④保証金手続（土砂等を增量するとき） → ⑤変更許可申請

*許可申請書の作成は「6—3. 特定事業変更許可申請書作成要領」を参照すること。

- ・ただし、規則第8条第1項に定める軽微な変更については届出のみでよい。この場合、特定事業軽微変更届（規則様式第10号）に関係書類を添付し、変更した日から10日以内に届け出ること。

軽微な変更に該当する事項
・申請者の氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 *当該申請者の変更を伴わない場合に限る。
・申請者の法定代表人の氏名又は住所（当該法定代表人が法人である場合は、当該法定代表人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）若しくは規則第4条第3項第1号から第5号までに掲げる事項の変更 *当該法定代表人の変更を伴わない場合に限る。
・特定事業区域を除く特定事業場の位置又は面積の変更 *条例第9条の4第1項の同意を得るべき者及び同条第2項の承諾を得るべき周辺の住民が新たに増えない場合（一時堆積特定事業にあっては、特定事業場の土地の所有者が新たに増えない場合を含む。）に限る。
・現場責任者の氏名又は職名の変更 *変更後の現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者である場合に限る。
・現場事務所の位置の変更
・下請事業者の氏名又は住所（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更 *変更後の下請事業者が条例第11条第1項第5号に適合する者である場合に限る。

・特定事業に使用される土砂等の量の変更 ＊当該土砂等を減量する場合に限る。
・特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更 ＊条例第11条第1項第11号から第13号までに適合している場合に限る。
・特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
・特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため に必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区 域外に設けた柵の構造の変更 ＊排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。
・規則第4条第3項各号（第6号を除く。）に掲げる事項の変更

（1）特定事業軽微変更届

① 軽微な変更の内容（様式2頁目）

- ・変更したものについて、変更前と変更後の内容を記載すること。
- ・役員、株主等、使用人が変更した場合は、別紙1（新旧対照表）及び別紙2から別紙9までの必要なものを提出すること。

（2）添付書類

① 申請者及び役員・株主等・使用人等に関する変更

- ・住民票、法人の登記事項証明書、会社の定款等、変更内容が明らかな書類等（届出等に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明書）を添付すること。

② 現場責任者又は下請事業者に関する事項の変更

- ・新たな現場責任者選任書又は下請事業者選任書を作成し、その変更に係る者の住民票、法人の登記事項証明書、選任に係る新たな契約がある場合は契約関係書類等を添付すること。

③ 事業に関する事項の変更

- ・特定事業に使用される土砂等の量を減少させる場合は、土量計算書及び変更の理由を記した書類を添付すること。

＊特定事業区域の面積や構造の変更には許可が必要になる。

＊土砂等の量が増加する変更には許可が必要になる。

- ・発生場所等の搬入計画の変更には、変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を添付すること。

④ 現場事務所の位置、排水測定施設の位置並びに排水施設及び柵の機能を高める変更

- ・図面及び写真等を添付すること。

7-9. 特定事業の廃止、中止について（条例第19条）

（1）事前の届出

特定事業を施工の途中で廃止又は中止（2ヶ月以上）しようとする場合には、あらかじめ土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じる必要がある。そのための工程表、廃止又は中止した場合の平面図、縦横断図等、土砂等による災害の発生を防止するための措置の図面等を添付し、特定事業廃止（中止）事前届（規則様式第17号の2）を事前に提出すること。

(2) 特定事業の中止

特定事業を中止したときは、未提出の特定事業状況報告書は中止の日から1週間以内に提出すること。

(3) 特定事業の廃止

特定事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、廃止した形態での実測平面図、実測縦横断図、現場写真等を添付した特定事業廃止届（規則様式第18号）及び最終月の土砂等管理台帳の写しを添付した特定事業状況報告書を提出すること。

特定事業廃止届の提出後は、市職員による現場確認を受け、搬入した土壤の地質検査及び排水の水質検査を実施すること。（検査結果は速やかに報告すること。）

市は、現場確認の結果、土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを特定事業者に通知する。当該措置が項じられていない旨の通知を受けた者は、再度当該措置を講じなければならない。

7—10. 特定事業の完了・終了について（条例第20条・第20条の2）

(1) 事前の届出

特定事業者は、許可の期間が満了する日の少なくとも2ヶ月前の日※までに、許可期間内に事業が完了する見込みがあるかどうかを判断し、必要な手続を行うこと。

①完了する見込みがある場合

- ・特定事業が完了する2ヶ月前の日※までに、事業が完了するまでの工程表、完了した場合の平面図、縦横断図等を添付し、特定事業完了事前届（規則様式第18号の2）を提出すること。

※許可期間の満了日より早く完了できる場合は、当該完了予定日の2ヶ月前の日までに特定事業完了事前届を提出する必要があるため注意すること。

②完了する見込みがない場合

- ・土壤の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じた上で、許可の期間が満了する日までに特定事業を終了しなければならない。
- ・許可期間満了日の2ヶ月前の日までに、終了までの工程表、終了したときの平面図、縦横断図等を添付し、特定事業終了事前届（規則様式第19号の2）を提出すること。

*変更許可申請をして許可期間を最大3ヶ月延長することも可能。

(2) 特定事業の完了・終了

特定事業が完了又は終了したときは、完了等した日から10日以内に、完了等した形態での実測平面図、実測縦横断図、現場写真等を添付した特定事業完了届（規則様式第19号）（終了の場合は特定事業終了届（規則様式第19号の3））及び最終月の土砂等管理台帳の写しを添付した特定事業状況報告書を提出すること。

提出後は、市職員による現場確認を受け、搬入した土壤の地質検査及び排水の水質検査を実施すること。（検査結果は速やかに報告すること。）

市は、現場確認の結果、土壤の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを特定事業者に通知する。当該措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、再度当該措置を講じなければならない。

7—11. 特定事業の譲受けについて（条例第20条の3）

- ・特定事業の譲受けを行う場合は、譲り受ける者があらかじめ市の許可を受ける必要がある。譲受けの許可の流れは次のようになる。

＜許可の流れ＞

- ①周辺関係者等の同意・承諾（周辺の住民及び区又は自治会の承諾を除く。）
- ②保証金手続（譲り渡す者が保証金を預入していたとき） → ③譲受け許可申請

*許可申請書の作成は「6—4. 特定事業譲受け許可申請書作成要領」を参照すること。

7—12. 特定事業の相続等について（条例第21条）

- ・特定事業の全部を承継する相続、合併又は分割があった場合は、承継した日から10日以内に特定事業相続等届（規則様式第20号）を提出すること。

*届出書の作成は「6—5. 特定事業相続等届作成要領」を参照すること。

8. 条例・規則等

8-1. 条例・規則

条例	規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内における土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの（500平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前3年以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になると（当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用を除外する土砂等)</p> <p>第1条の2 条例第2条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 砂利及び岩石並びにこれらを碎いたもの</p> <p>(2) コンクリート及びアスファルト並びにこれらを碎いて再生利用するもの</p> <p>(3) 木材を碎いたもの</p>

条例	規則
<p>(3) 一時堆積特定事業 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業をいう。</p> <p>(4) 特定事業区域 特定事業を行う区域（特定事業を行うために設ける法面、擁壁等を含む。）をいう。</p> <p>(5) 特定事業場 特定事業区域及び土砂等の搬出入路その他特定事業に供する施設が存する区域をいう。</p> <p>(6) 特定事業者 特定事業を行う者（請負契約等により特定事業を行う者を含む。）及び特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地の所有者（国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。）をいう。</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第1条の3 条例第2条第6号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p>

条例	規則
<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。</p> <p>2 事業者は、当該事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。</p> <p>3 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。</p> <p>4 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壤の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。</p> <p>5 事業者（特定事業を行う者に限る。）は、土砂等の埋立て等に供する区域の規則で定める周辺関係者に対し、当該事業の内容について事前に説明し、理解を得るよう努めなければならない。</p>	<p>2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書（様式第2号）により、認定しないときはその旨を書面により当該認定を申請したものに通知するものとする。</p>
<p>(土地所有者の責務)</p> <p>第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、主体的に当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染及</p>	<p>(周辺関係者への事前説明等)</p> <p>第1条の4 条例第3条第5項の規則で定める周辺関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 特定事業場から300メートルの区域内に居住する者</p> <p>(2) 特定事業場の存する地区の区長又は自治会長</p> <p>2 条例第3条第5項に規定する事前説明は、説明会の開催によるものとする。</p> <p>3 事業者（特定事業を行う者に限る。次項において同じ。）は、周辺関係者に対して前項の説明会の開催の周知に特に努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成するものとする。</p>

条例	規則
<p>び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p>	
<p>第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の把握、監視及び住民からの苦情の処理その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)</p>	
<p>第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。</p>	<p>(安全基準)</p>
<p>第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>	
<p>(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p>	
<p>第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p>	
<p>2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、当該土砂等の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われている、又は行われた場所の土壤に係る情報を地域住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	

条例	規則
<p>(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)</p> <p>第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>(特定事業の許可)</p> <p>第9条 特定事業者は、特定事業を行おうとするときは、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業の場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）</p> <p>(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業</p>	<p>(許可の適用除外)</p> <p>第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、第1条の3第1項各号に掲げる者とする。</p> <p>第3条の2 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業</p> <p>(2) 軽微な農地改良に係るもの</p> <p>(許可の適用除外届出)</p> <p>第3条の3 条例第9条各号に掲げる特定事業を行おうとする者は、特定事業許可適用除外届出書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。</p>

条例	規則
<p>(事前協議)</p> <p>第9条の2 前条の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。第12条第1項の許可の申請をしようとするときも同様とする。</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第3条の4 条例第9条の2に規定する協議は、特定事業者が条例第9条の規定により許可を受けようとする場合は特定事業計画書(様式第2号の3)に、条例第12条第1項の規定により許可を受けようとする場合は特定事業変更計画書(様式第2号の4)に、次に掲げる書類及び図面(条例第12条第1項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。)を添えて、市長に正副各1部提出することにより行わなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 特定事業区域の実測求積図 (3) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図 (4) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。) (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (6) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公団の写し (7) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公団の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの(特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。) (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (9) 放流先水路の流域図及び断面図 (10) 流量計算書 (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類 (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図 (13) 住民説明会の計画書 (14) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 <p>2 市長は、条例第9条の2に規定する協議が、当該協議を開始した日から1年を経過しても成立しないときは、当該協議を終了するものとする。</p>

条例	規則
<p>(説明会の開催)</p> <p>第9条の3 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、前条の規定による事前協議の内容に基づき、特定事業場の規則で定める周辺関係者に対して、規則で定める事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。</p>	<p>3 市長は、条例第9条の2に規定する協議が成立したときは、特定事業事前協議済書（様式第2号の5）を当該協議を行った特定事業者に交付するものとする。</p> <p>4 特定事業事前協議済書の有効期間は、1年間とする。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第3条の5 条例第9条の3第1項の規則で定める周辺関係者は、第1条の4第1項各号に掲げる者とする。</p> <p>2 条例第9条の3第1項及び第2項の規則で定める事項（条例第12条第1項の許可を受けようとする場合は、変更に係るものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者の氏名、住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（以下「名称等」という。））及び連絡先並びに申請の担当者の氏名及び連絡先 (2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積 (3) 特定事業の期間 (4) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造（当該申請が一時堆積特定事業に係るものである場合は、一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造） (5) 特定事業に使用される土砂等の予定量 (6) 跡地利用計画 (7) 調整池の構造 (8) 放流先水路の流域、断面図及び流量計算に関する事項 (9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項 (10) 特定事業場への土砂等の搬入経路に関する事項 (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項 <p>3 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、条例第9条の3第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺関係者の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これら</p>

条例	規則
	<p>の事項をあらかじめ周辺関係者並びに条例第9条の4第1項の同意及び同条第2項の承諾を得なければならない者に対し書面の配付その他適切な方法により周知させなければならない。</p> <p>4 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成し、市長に報告するものとする。</p> <p>5 条例第9条の3第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。</p> <p>(2) 条例第9条の許可の申請をしようとする特定事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</p> <p>6 条例第9条の3第2項の規則で定める方法は、周辺関係者に対して、第2項に掲げる事項を記載した書面を配付又は送付する方法とする。</p>
2 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該特定事業者は、規則で定める方法により、規則で定める事項を前項の周辺関係者に周知させなければならない。	(特定事業に対する同意等)
第9条の4 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該申請に係る特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者及び当該特定事業場の土地の所有者（当該特定事業者を除く。）に当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。	第3条の6 条例第9条の4第1項（条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場内）の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有するものとする。
2 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域の近傍の土地の所有者及び周辺の住民に当該特定事業について説明し、その承諾を得なければならない。	<p>2 条例第9条の4第1項の規定による同意は、特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書（様式第2号の6）及び特定事業区域外土地使用同意書（様式第2号の7）によらなければならない。</p> <p>3 条例第9条の4第2項（条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、近傍土地所有者承諾書（様式第2号の8）によらなければならない。</p> <p>4 前項の規定による近傍の土地の所有者の承諾は、特定事業区域から20メートル以内の土地の所有者から得るものとする。</p>

条例	規則
<p>3 前2項の同意及び承諾は、前条に規定する説明会の開催又は周知の後心得なければならない。</p> <p>4 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場の存する区又は自治会に当該特定事業について説明し、その承諾を得るよう努めなければならない。</p> <p>5 第9条の許可の申請をしようとする特定事業者は、当該申請に係る特定事業場の存する区又は自治会から、当該特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項についての協定の締結の申出があったときは、これに努めなければならない。</p> <p>6 前各項の規定は、規則で定めるものについては適用しない。 (許可の申請)</p> <p>第10条 第9条の許可を受けようとする特定事業者(一時堆積特定事業を行おうとする特定事業者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 特定事業区域及び特定事業場の位置及び面積</p> <p>(3) 特定事業の期間</p> <p>(4) 現場責任者の氏名及び職名。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、現場事務所(土砂等の搬入又は搬出を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び</p>	<p>5 条例第9条の4第2項(条例第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定による周辺の住民の承諾は、周辺住民承諾書(様式第2号の9)及び世帯数調査書(様式第2号の10)によらなければならない。</p> <p>6 前項の規定による周辺の住民の承諾は、次の各号に掲げる者から得るものとする。</p> <p>(1) 特定事業場から100メートル以内の区域に居住する世帯の10分の9以上の世帯主</p> <p>(2) 特定事業場から100メートルを超える300メートル以内の区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主</p> <p>7 条例第9条の4第4項(条例第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定による区又は自治会の承諾は、区・自治会承諾書(様式第2号の11)によらなければならない。</p> <p>8 条例第9条の4第6項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。 (許可の申請)</p> <p>第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第3号)とする。</p> <p>2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)にあっては、市町村長が発行した証明書。以下同じ。))及び印鑑登録証明書(法人(認可地縁団体を除く。)にあっては、代表者の印鑑の証明書であって登記所が発行したもの。以下同じ。)</p>

条例	規則
<p>位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 下請事業者（特定事業者以外の者で、特定事業に係る主たる業務を請け負うものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該下請事業者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(6) 特定事業区域の表土の地質の状況</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(8) 特定事業が完了したときの特定事業区域の構造</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(12) 第28条の2第1項の規定により預入した保証金の質権を設定した日</p>	<p>(2) 申請者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書（様式第3号の2）</p> <p>(3) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書（様式第3号の3）</p> <p>(4) 申請者が法人である場合は、その役員（条例第11条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者が法人であって、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの（以下「株主等」という。）がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書）</p> <p>(6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類</p> <p>(7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類</p> <p>(8) 申請者に次条に規定する使用者がある場合は、当該使用者の住民票の写し</p> <p>(9) 申請者が条例第11条第1項第1号スに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び第4号から第8号までに掲げる書類</p> <p>(10) 請負契約等により特定事業を行う者がある場合は、当該請負契約等に係る書類の写し</p> <p>(11) 現場責任者選任書（様式第3号の4）、当該現場責任者の住民票の写し、当該現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書（様式第3号の5）及び当該現場責任者に係る第7号から第9号までに掲げる書類</p> <p>(12) 条例第10条第1項第5号に規定する下請事業者（以下「下請事業者」という。）がある場合は、下請事業者選任書（様式第3号の6）、当該下請事業者の住民票の写し（当該</p>

条例	規則
<p>下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書）並びに当該下請事業者に係る第2号及び第4号から第9号までに掲げる書類</p> <p>(13) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(14) 特定事業区域の実測求積図</p> <p>(15) 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図</p> <p>(16) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(17) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(18) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(19) 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）</p> <p>(20) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書</p> <p>(21) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書</p> <p>(22) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(23) 特定事業が別表第2に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面</p>	

条例	規則
(13) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項	<p>(24) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）</p> <p>(25) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p> <p>(26) 特定事業区域の排水計画図</p> <p>(27) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図</p> <p>(28) 農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し</p> <p>(29) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類</p> <p>(30) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し</p> <p>(31) 条例第11条第1項第16号の境界に係る境界確定図の写し</p> <p>(32) 第18条の2第3項に規定する書面</p> <p>(33) 条例第9条の3第1項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書（様式第5号の2）</p> <p>(34) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書</p> <p>(35) 近傍土地所有者承諾書</p> <p>(36) 周辺住民承諾書及び世帯数調査書</p> <p>(37) 区・自治会承諾書</p> <p>(38) 条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は、協定書の写し</p> <p>(39) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第10条第1項第13号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者が法人である場合は、その役員の氏名、住所、生年月日及び性別（以下「氏名等」という。）並びに役職名又は呼称</p>

条例	規則
<p>2 一時堆積特定事業を行うために第9条の許可を受けようとする特定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(2) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の氏名等（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の名称等）、当該法人の発行済株式の総数、当該株主等が保有する株式の数及び当該法人の発行済株式の総数に対する当該株主等が保有する株式の数の割合又は当該法人の出資の総額、当該株主等の出資の額及び当該法人の出資の総額に対する当該株主等の出資の額の割合</p> <p>(3) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第1号及び前号に掲げる事項</p> <p>(4) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第1号及び第2号に掲げる事項</p> <p>(5) 申請者に次条に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称</p> <p>(6) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等）及び第1号から前号までに掲げる事項</p> <p>(7) 現場責任者に係る第4号から前号までに掲げる事項</p> <p>(8) 下請事業者がある場合は、当該下請事業者に係る第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>4 条例第10条第2項に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書（様式第6号）とする。</p> <p>5 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p>

条例	規則																								
<p>(1) 前項第1号から第5号まで、第9号及び第12号に掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造）</p> <p>(3) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(4) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</p> <p>(5) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造</p> <p>(6) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>(1) 第2項第1号から第12号までに掲げる書類</p> <p>(2) 第2項第13号から第30号まで（第16号及び第24号を除く。）に掲げる書類及び図面</p> <p>(3) 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（土砂等の堆積が最大となつた場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図</p> <p>(5) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、第2項第24号に掲げる書類及び図面</p> <p>(6) 条例第11条第2項第6号の境界に係る境界確定図の写し</p> <p>(7) 第2項第32号から第38号までに掲げる書類（同項第34号の特定事業区域外土地使用同意書を除く。）</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、第3項各号に定めるものとする。</p> <p>7 第2項第24号及び第5項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満</td><td>2</td></tr> <tr> <td>1ヘクタール以上2ヘクタール未満</td><td>3</td></tr> <tr> <td>2ヘクタール以上3ヘクタール未満</td><td>4</td></tr> <tr> <td>3ヘクタール以上4ヘクタール未満</td><td>5</td></tr> <tr> <td>4ヘクタール以上5ヘクタール未満</td><td>6</td></tr> <tr> <td>5ヘクタール以上6ヘクタール未満</td><td>7</td></tr> <tr> <td>6ヘクタール以上7ヘクタール未満</td><td>8</td></tr> <tr> <td>7ヘクタール以上8ヘクタール未満</td><td>9</td></tr> <tr> <td>8ヘクタール以上9ヘクタール未満</td><td>10</td></tr> <tr> <td>9ヘクタール以上10ヘクタール未満</td><td>11</td></tr> <tr> <td>10ヘクタール以上</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	0.3ヘクタール未満	1	0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3	2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4	3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5	4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6	5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7	6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8	7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12
0.3ヘクタール未満	1																								
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2																								
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3																								
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4																								
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5																								
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6																								
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7																								
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8																								
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9																								
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10																								
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11																								
10ヘクタール以上	12																								

条例	規則
<p>(申請の制限)</p> <p>第10条の2 第9条の許可を受けようとする特定事業者は、特定事業の期間について1年を超えて申請することができない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする特定事業者は、第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第11条 市長は、特定事業（一時堆積特定事業を除く。）を行うための第9条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからセまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者</p>	<p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p>

条例	規則
<p>イ 特定事業の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人の場合は、当該取消しの処分に係る四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、特定事業者が第23条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p>	
<p>ウ 現に市内において特定事業の許可を受けて施工している者（当該特定事業を中止しているもの、第23条第1項の規定により当該特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないもの及び当該特定事業の施工後のは正処理を行うべきものを含む。）</p>	
<p>エ 現に市内において特定事業に供する土地（特定事業区域内に限る。）の所有者であつて、当該特定事業に同意したもの（当該土地の所有者が変更されている場合は、変更後の所有者を含む。）</p>	
<p>オ 別に市内において特定事業の許可を受けるようとする者</p>	
<p>カ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	
<p>キ 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p>	
<p>ク 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	(使用人)
<p>ケ 法人にあっては、役員又は規則で定める使用人のうちに、アからクまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>	第4条の2 条例第11条第1項第1号ケ及びサに規定する規則で定める使用人は、次に掲げるものの代表者であるものとする。

条例	規則
<p>コ 法人にあっては、役員が他の法人の役員になっている場合は、当該他の法人がアからクまで（キを除く。）のいずれかに該当するもの又は当該他の法人の役員がアからクまでのいずれかに該当するもの</p> <p>サ 個人にあっては、規則で定める使用人のうちに、アからクまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>シ 個人にあっては、他の法人の役員になっている場合は、当該他の法人がアからクまで（キを除く。）のいずれかに該当するもの又は当該他の法人の役員がアからクまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからシまでのいずれかに該当するもの</p> <p>セ 現に市内において許可を受けた特定事業の下請事業者として業務を請け負っているもの</p> <p>(2) 第9条の4第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得ていること。</p> <p>(3) 特定事業が1年以内に完了すること。</p> <p>(4) 第1号アからセまでに該当しない、かつ、同号ウに規定する者に係る特定事業の現場責任者とは別の現場責任者を置くこと。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に同様の現場責任者を置くこと。</p> <p>(5) 下請事業者がある場合は、当該下請事業者が第1号アからセまでに該当しないこと。</p> <p>(6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の量が、50,000立方メートル以内であること。</p> <p>(8) 特定事業が完了したときの当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合すること。</p>	<p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第5条 条例第11条第1項第8号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p>

条例	規則
<p>(9) 第10条第1項第9号に規定する搬入計画において、特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。</p> <p>(10) 第10条第1項第9号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から2月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。</p> <p>(11) 特定事業に使用される土砂等が発生場所から直接搬入されるものであって、当該発生場所が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 千葉県内であること。</p> <p>イ 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所でないこと。</p> <p>ウ 土砂等の埋立て等を行ったことのある場所の場合は、当該土砂等の埋立て等が適正に行われたものと認められること。</p> <p>(12) 特定事業に使用される土砂等が建設発生土の場合は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当すること。</p> <p>(13) 特定事業が改良土（土砂等であって、セメント又は石灰を混合し化学的安定処理をしたものという。）を使用するものでないこと。</p> <p>(14) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> <p>(15) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(16) 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。</p>	

条例	規則
<p>(17) 第18条第2項に規定する表示が行われてること。</p> <p>(18) 第28条の2第3項の規定により質権を設定していること。</p> <p>2 市長は、一時堆積特定事業を行うための第9条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前項第1号から第5号まで、第9号から第13号まで、第17号及び第18号に掲げる事項 (2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壤の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。 (3) 一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量が、それぞれ25,000立方メートル以内であること。 (4) 特定事業場の構造が、当該特定事業場以外の地域への一時堆積特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合すること。 (5) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。 (6) 特定事業場の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業場内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。 (7) 一時堆積特定事業に使用される土砂等を発生場所ごとに区分するために必要な措置が図られていること。 <p>3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものについては、第1項第8号及び第15号並びに前項第4号の規定は適用しない。</p>	<p>2 条例第11条第2項第4号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第6条 条例第11条第3項の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。</p> <p>(許可等の決定)</p>

条例	規則
<p>(変更の許可等)</p> <p>第12条 第9条の許可を受けた特定事業者（以下「許可特定事業者」という。）は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。この場合においては、第9条の3及び第9条の4の規定を準用する。</p> <p>2 許可特定事業者が第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令に従って、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。</p>	<p>第7条 市長は、条例第10条の規定による許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第7号）により当該許可を申請した特定事業者に通知するものとする。</p> <p>（変更の許可の申請等）</p> <p>第8条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の氏名又は住所（法人にあっては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（当該申請者の変更を伴わない場合に限る。） (2) 申請者の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）若しくは第4条第3項第1号から第5号までに掲げる事項の変更（当該法定代理人の変更を伴わない場合に限る。） (3) 特定事業区域を除く特定事業場の位置又は面積の変更（条例第9条の4第1項の同意を得るべき者及び同条第2項の承諾を得るべき周辺の住民が新たに増えない場合（一時堆積特定事業にあっては、特定事業場の土地の所有者が新たに増えない場合を含む。）に限る。） (4) 現場責任者の氏名又は職名の変更（変更後の現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者である場合に限る。） (5) 現場事務所の位置の変更 (6) 下請事業者の氏名又は住所（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（変更後の下請事業者が条例第11条第1項第5号に適合する者である場合に限る。） (7) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等を減量する場合に限る。） (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更（条例第11条第1項第11号から第13号までに適合している場合に限る。） (9) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

条例	規則
<p>3 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 変更の内容及びその理由 (3) 第28条の2第1項の規定により預入した保証金の質権を設定した日（特定事業に使用される土砂等を增量する場合に限る。）</p>	<p>(10) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）</p> <p>(11) 第4条第3項各号（第6号を除く。）に掲げる事項の変更</p> <p>2 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第8号）とする。</p> <p>3 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次の各号（第11号（一時堆積特定事業の場合は、第10号及び第14号の特定事業区域外土地使用同意書）を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書 (2) 申請者が条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書 (3) 土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書 (4) 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し (5) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書） (6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類 (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類 (8) 申請者に第4条の2に規定する使用者がある場合は、当該使用者の住民票の写し (9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び第4号から前号までに掲げる書類</p>

条例	規則
<p>(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して3月を超えて申請することができない。</p> <p>5 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。</p>	<p>(10) 第4条第2項第13号から第31号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの</p> <p>(11) 第4条第5項第2号から第5号までに掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの</p> <p>(12) 条例第28条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合は、第18条の2第3項に規定する書面</p> <p>(13) 条例第12条第1項において準用する条例第9条の3第1項の規定による説明会の結果を記載した住民説明会報告書</p> <p>(14) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書</p> <p>(15) 近傍土地所有者承諾書</p> <p>(16) 周辺住民承諾書及び世帯数調査書</p> <p>(17) 区・自治会承諾書</p> <p>(18) 条例第12条第1項において準用する条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し</p> <p>(19) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>4 前条の規定は、条例第12条第1項の許可について準用する。この場合において、前条中「条例第10条」とあるのは「条例第12条第1項」と、「特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第7号）」とあるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。</p> <p>5 条例第12条第3項第4号の規則で定める事項は、第4条第3項第1号から第6号までに定めるものとする。</p>

条例	規則
<p>6 第1項の許可を受けようとする許可特定事業者は、第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。</p> <p>8 許可特定事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第13条 第9条、前条第1項及び第20条の3第1項の許可（以下「特定事業に係る許可」という。）には、次に掲げる条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可特定事業者に不当な義務を課するものであってはならない。</p> <p>(1) 特定事業区域の表土その他の土砂（当該許可が一時堆積特定事業に係るものである場合は、当該一時堆積特定事業に使用される土砂等を除く。）を当該特定事業区域以外の地域へ搬出しないこと。</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(名義貸しの禁止)</p> <p>第13条の2 許可特定事業者は、自己の名義をもつて、自己以外の者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。</p> <p>(特定事業の着手の届出)</p> <p>第13条の3 許可特定事業者は、第9条の許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(土砂等の試料採取の届出及び立会い)</p>	<p>6 条例第12条第8項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（様式第10号）を提出して行わなければならない。ただし、第1項第11号に掲げる事項及び法定代理人に係る第4条第3項第1号から第5号までに掲げる事項で市長が定める特に軽微なもの変更については、この限りでない。</p> <p>(特定事業の着手の届出)</p> <p>第8条の2 条例第13条の3の規定による届出は、特定事業着手届（様式第10号の2）を提出して行わなければならない。</p> <p>(土砂等の試料採取の届出)</p>

条例	規則
<p>第13条の4 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等に係る検査試料の採取に関する書面を当該検査試料の採取を希望する日の14日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>2 第9条の2の規定による事前協議が成立した者は、第9条の許可を受ける前であっても、当該事前協議に係る土砂等の発生場所に関して、前項に規定する届出をすることができる。</p> <p>3 前2項の届出に対し、市長は検査試料を採取する日、採取する方法及び採取する場所を指定し、必要と認める場合は当該職員を採取に立ち会わせることができる。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第14条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証るために必要な書面で規則で定めるものを添えて、当該土砂等を搬入する日の7日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) その他当該土砂等について、市長が土壤の汚染のおそれがないと認めた場合</p> <p>(土砂等管理台帳の作成等)</p>	<p>第8条の3 条例第13条の4第1項の規定による届出は、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した発生元土砂等検査試料採取計画書（様式第10号の3）を提出して行わなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第9条 条例第14条の規定による届出は、土砂等の搬入量が2,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届（様式第11号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第14条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第12号）とする。</p> <p>3 条例第14条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証るために必要な書面で規則で定めるものは、発生元土砂等検査試料採取計画書に基づき採取された土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。</p> <p>4 前項の土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第14条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号の2）とする。</p> <p>(土砂等管理台帳)</p>

条例	規則
<p>第15条 許可特定事業者(一時堆積特定事業を行う許可特定事業者を除く。)は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>第9条の2 条例第15条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第12号の3)によるものとする。</p>
<p>2 一時堆積特定事業を行う許可特定事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>2 条例第15条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 許可特定事業者の氏名又は名称</p> <p>(2) 特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 特定事業区域の位置及び面積</p> <p>(4) 特定事業の許可の期間</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(6) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称</p> <p>3 条例第15条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)(様式第12号の4)によるものとする。</p>
	<p>4 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量</p>

条例	規則
<p>3 許可特定事業者は、規則で定めるところにより、第1項又は前項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添えて、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p>	<p>5 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>6 条例第25条の規則で定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとする。</p> <p>7 前項の電磁的記録の保存は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を許可特定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>8 許可特定事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。</p> <p>（土砂等の量等の報告）</p> <p>第10条 条例第15条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1ヶ月ごとに当該1ヶ月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2ヶ月以上であるときに限る。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第13号）（当該特定事</p>

条例	規則
<p>(地質検査等の報告)</p> <p>第16条 許可特定事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域の土壤の地質検査及び当該特定事業区域(一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業状況報告書（様式第14号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(地質検査等の報告等)</p>
<p>2 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>第11条 条例第16条第1項の地質検査は、特定事業を開始した日から1月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地質検査の試料の数は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分した数とする。ただし、土砂等の搬入量が少ないため十分な土砂等を採取できない場合は、この限りでない。 (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、市長の指定する職員が指示する場所を中心地点として、当該中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合は、市長の指定する職員が指示する4地点）の土壤についてを行うこと。 (3) 前号の規定により採取する土砂等は、前号の5地点それぞれにおいて等量とし、採取後、混合し1試料とすること。 (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1に掲げる項目に応じ、それぞれ同表に掲げる測定方法により行うこと。
	<p>2 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第16条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から1月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会い</p>

条例	規則
	<p>の上、前項に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査は省略することができる。</p> <p>3 条例第 16 条第 1 項の水質検査は、特定事業を開始した日から 1 月ごと（条例第 19 条第 1 項の規定による中止の届出、同条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>4 特定事業が一時堆積特定事業である場合は、条例第 16 条第 1 項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 1 月ごと（条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第 16 条第 1 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 1 月ごとに当該 1 月を経過した日から 1 週間以内（条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合は、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（様式第 15 号）に次に掲げる書類及び図面を添えて、これを行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真 (2) 第 1 項又は第 2 項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書 (3) 第 3 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（様式第 16 号。環境計量士の発行したものに限る。）

条例	規則
<p>(関係書類等の縦覧)</p> <p>第17条 許可特定事業者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第15条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p>	
<p>(標識の掲示等)</p> <p>第18条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域及び当該許可に係る特定事業場と当該特定事業場以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識)</p> <p>第12条 条例第18条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識（様式第17号）とする。</p> <p>2 条例第18条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業区域の所在地 (4) 許可特定事業者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先 (5) 特定事業の許可の期間 (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積 (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量（一時堆積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量） (8) 現場責任者の氏名、職名及び連絡先 (9) 下請事業者の住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先 (10) 特定事業場及び特定事業区域の見取図
<p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第19条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ当該特定事業による土壤の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じなければならない。ただし、中止しようとする期間が2月末満であるときは、届け出ることを要しない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p>	<p>(特定事業の廃止等に係る届出)</p> <p>第13条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定事業廃止（中止）事前届（様式第17号の2）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間 (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造 (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使

条例	規則
	<p>用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合は、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積</p>
<p>3 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出があったときは、特定事業に係る許可は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、特定事業による土壤の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。</p>	<p>3 条例第19条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第18号）を提出して行わなければならない。</p>
(特定事業の完了等)	(特定事業の完了に係る届出)
<p>第20条 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第14条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届（様式第18号の2）を提出して行わなければならない。</p>
	<p>2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業の完了の予定年月日 (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造
<p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>3 条例第20条第3項の規定による届出は、特定事業完了届（様式第19号）を提出して行わなければならない。</p>

条例	規則
<p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壤の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が特定事業に係る許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業による土壤の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> <p>第20条の2 許可特定事業者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壤の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可特定事業者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業による土壤の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該措置を講じなければならない。</p>	<p>(特定事業の終了に係る届出)</p> <p>第14条の2 条例第20条の2第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届（様式第19号の2）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第20条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の許可年月日及びその番号 (2) 特定事業区域の位置 (3) 特定事業の許可の期間 (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造 <p>3 条例第20条の2第3項の規定による届出は、特定事業終了届（様式第19号の3）を提出して行わなければならない。</p>

条例	規則
<p>(譲受け)</p> <p>第20条の3 許可特定事業者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の4（周辺の住民及び区又は自治会の承諾を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (3) 特定事業に使用される土砂等の量 (4) 第28条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合は、同条第3項の規定により質権を設定した日 	<p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第14条の3 条例第20条の3第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書（様式第19号の4）とする。</p> <p>2 条例第20条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書 (2) 申請者が条例第20条の3第4項において準用する条例第11条第1項第1号アからセまでに該当しない者であることの誓約書 (3) 申請者が特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の土地の所有者である場合は、土地の所有者の特定事業者としての責務等についての確認書 (4) 申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し (5) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の住民票の写し（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の登記事項証明書） (6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び前号に掲げる書類 (7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の登記事項証明書並びに第4号及び第5号に掲げる書類 (8) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合は、当該使用人の住民票の写し (9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の登記事項証明書）及び第4号から前号までに掲げる書類

条例	規則
(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項	<p>(10) 譲受けに伴い新たな特定事業の請負契約等がある場合は、当該請負契約等に係る書類の写し</p> <p>(11) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、当該現場責任者に係る現場責任者選任書、当該現場責任者の住民票の写し、当該現場責任者が条例第11条第1項第4号本文に適合する者であることの誓約書及び当該現場責任者に係る第7号から第9号までに掲げる書類</p> <p>(12) 譲受けに伴う新たな下請事業者がある場合は、当該下請事業者に係る下請事業者選任書、当該下請事業者の住民票の写し（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の登記事項証明書）並びに当該下請事業者に係る第2号及び第4号から第9号までに掲げる書類</p> <p>(13) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(14) 条例第28条の2第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合は、第18条の2第3項に規定する書面</p> <p>(15) 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書及び特定事業区域外土地使用同意書（特定事業区域外土地使用同意書にあっては、譲り受ける特定事業が一時堆積特定事業である場合を除く。）</p> <p>(16) 近傍土地所有者承諾書</p> <p>(17) 条例第20条の3第1項において準用する条例第9条の4第5項の規定による協定を締結した場合は、当該協定書の写し</p> <p>(18) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第20条の3第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間</p> <p>(3) 特定事業区域の位置</p> <p>(4) 申請者が法人である場合は、その役員の氏名等及び役職名又は呼称</p>

条例	規則
3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2	<p>(5) 申請者が法人であって、株主等がある場合は、当該株主等の氏名等（当該株主等が法人である場合は、当該株主等の名称等）、当該法人の発行済株式の総数、当該株主等が保有する株式の数及び当該法人の発行済株式の総数に対する当該株主等が保有する株式の数の割合又は当該法人の出資の総額、当該株主等の出資の額及び当該法人の出資の総額に対する当該株主等の出資の額の割合</p> <p>(6) 申請者が法人であって、その役員が他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第4号及び前号に掲げる事項</p> <p>(7) 申請者が個人であって、他の法人の役員又は株主等になっている場合は、当該他の法人の名称等並びに第4号及び第5号に掲げる事項</p> <p>(8) 申請者に第4条の2に規定する使用人がある場合は、当該使用人の氏名等及び役職名又は呼称</p> <p>(9) 申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の氏名等（当該法定代理人が法人である場合は、当該法定代理人の名称等）及び第4号から前号までに掲げる事項</p> <p>(10) 譲受けに伴い新たな現場責任者を選任する場合は、当該現場責任者の氏名及び職名並びに当該現場責任者に係る第7号から前号までに掲げる事項</p> <p>(11) 譲受けに伴う新たな下請事業者がある場合は、当該下請事業者の氏名及び住所（当該下請事業者が法人である場合は、当該下請事業者の名称等）並びに当該下請事業者に係る第4号から第8号までに掲げる事項</p> <p>(12) 譲受けの理由 (譲受け許可等の決定)</p> <p>第14条の4 市長は、条例第20条の3第1項の許可申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第19号の5）により当該許可を申請した者に通知するものとする。</p>

条例	規則
<p>項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第11条第1項第1号、第2号（周辺の住民及び区又は自治会の承諾を除く。）、第4号、第5号及び第18号の規定を準用する。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、譲受けの相手方が当該許可に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場内）の土地の所有者の場合は、市長は、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>6 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、譲受けの相手方のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>（相続等）</p> <p>第21条 許可特定事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可特定事業者のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可特定事業者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（措置命令）</p> <p>第22条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、当該特定事業を行う許可特定事業者（第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した許可特定事業者を除く。）に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>（相続等の届出）</p> <p>第15条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届（様式第20号）を提出して行わなければならない。</p> <p>（措置命令）</p> <p>第16条 条例第22条及び第24条に規定する措置命令は、措置命令書（様式第21号）により行うものとする。</p>

条例	規則
<p>2 市長は、第9条又は第12条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第23条 市長は、許可特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業に係る許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正の手段により特定事業に係る許可を受けたとき。 (3) 特定事業に係る許可による土砂等の埋立て等を引き続き6月以上行っていないとき。 (4) 特定事業に係る許可を受けた後に、暴力団員等になったとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者になったとき又は特定事業に係る許可を受けた当時に、暴力団員等であったことが判明したとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者であったことが判明したとき。 (5) 第11条第1項第1号ケからスまでの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、特定事業に係る許可を受けた後に、暴力団員等になったとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者になったとき又は特定事業に係る許可を受けた当時に、暴力団員等であったことが判明したとき若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する者であったことが判明したとき。 (6) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。 (7) 第13条の条件に違反したとき。 (8) 第14条から第18条までの規定に違反したとき。 (9) 第21条第1項の規定により許可特定事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した 	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第17条 条例第23条第1項の規定による許可の取消しは特定事業許可取消通知書（様式第22号）により、停止命令は停止命令書（様式第23号）により行うものとする。</p>

条例	規則
<p>際、第11条第1項第1号アからセまでのいづれかに該当するとき。</p> <p>(10) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により特定事業に係る許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壤の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第24条 市長は、第19条第6項、第20条第5項、第20条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第19条第6項、第20条第5項、第20条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者が行った特定事業により、当該特定事業区域の土壤が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるとときは、当該特定事業を行った者に対し、当該特定事業区域の現状を保全するために必要な措置を直ちに講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(関係書類等の保存)</p> <p>第25条 許可特定事業者は、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第15条の土砂等管理台帳を、次の各号に定める日から5年間保存しなければならない。この場合において、これらに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存する場合は、書面による保存に代えることができる。</p> <p>(1) 第19条第3項の規定による特定事業の廃止の届出をした日</p> <p>(2) 第20条第3項の規定による特定事業の完了の届出をした日</p> <p>(3) 第20条の2第3項の規定による特定事業の終了の届出をした日</p> <p>(4) 第23条第1項の規定による特定事業に係る許可の取消しの通知を受けた日</p>	

条例	規則
(報告の徴収)	
第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、期限を定めてその業務に関し報告をさせることができる。	
(立入検査)	
第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該土砂等を無償で採取させることができる。	
2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(許可等に関する意見聴取)	
第27条の2 市長は、特定事業に係る許可の審査に当たり、当該許可を受けようとする者並びに当該許可に係る第11条第1項第1号ヶからスまでの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するかどうかについて、千葉県警察本部長の意見を聞くものとする。	
2 市長は、特定事業に係る許可の取消処分に当たり、当該取消処分に係る許可特定事業者並びに当該特定事業に係る第11条第1項第1号ヶからスまでの確認対象となる者並びに同項第4号及び第5号に規定する者が、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当するかどうかについて、千葉県警察本部長の意見を聞くことができる。	
(手数料)	
第28条 第9条又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより、手数料を納めなければならない。	

条例	規則
<p>(1) 第9条の許可に係る申請手数料（特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満） 1件につき 20,000円</p> <p>(2) 第9条の許可に係る申請手数料（特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上） 1件につき 48,000円</p> <p>(3) 第12条第1項の許可に係る申請手数料（第9条の許可に係る特定事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満） 1件につき 10,000円</p> <p>(4) 第12条第1項の許可に係る申請手数料（第9条の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上） 1件につき 28,000円</p> <p>2 第20条の3第1項の許可を受けようとする者は、1件につき28,000円を手数料として納めなければならない。 (保証金の預入等)</p> <p>第28条の2 特定事業に係る許可を受けようとする者は、当該許可に係る特定事業の適正な履行並びに当該許可に係る特定事業区域及びその周辺地域における災害の発生の防止を保証するため、あらかじめ市長と協議して定めた金融機関に、当該保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。この場合において、保証金の預入は、第12条第1項の許可を受けようとする者にあっては当該特定事業に使用される土砂等を增量するときに限り、第20条の3の許可を受けようとする者にあっては当該特定事業を譲り渡す者が保証金を預入していたとき限りとする。</p> <p>2 前項の規定により預入すべき保証金の額は、特定事業に使用される土砂等の量（一時堆積特定事業の場合は、使用される土砂等の搬入の予定量）に1立方メートル当たり400円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第12条第1項の許可を受けようとする者にあっては当該土砂等の增量分に相当する額、第20条の3の許可を受けようとする者にあっては当該特定事業を譲り渡す者が預入していた保証金の額とする。</p>	

条例	規則
<p>3 第1項の規定により保証金を預入した者は、規則で定めるところにより、速やかに市と当該保証金に係る質権設定契約を締結し、市を質権者とする質権を設定しなければならない。</p> <p>(保証金の使途等)</p> <p>第28条の3 保証金は、次に掲げる費用に充てるものとする。</p> <p>(1) 許可特定事業者が、第22条第1項若しくは第2項又は第24条第1項の規定による命令（特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係るものに限る。）を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しない場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に規定する措置に要する費用</p> <p>(2) 許可特定事業者が当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出により市の財産に損害を与えたときの当該損害を回復するための措置に要する費用</p> <p>(3) 第1号の行政代執行法第2条に規定する措置及び前号の措置により開始した事務管理に要する費用</p> <p>(4) 次条の規定による質権の実行に要する費用</p> <p>2 前条第1項及びこの項の規定により預入した保証金について次条に規定する払戻しその他の</p>	<p>(質権の設定等)</p> <p>第18条の2 条例第28条の2第3項の質権設定契約（以下「質権設定契約」という。）は、質権設定契約書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第28条の2第1項の規定により保証金を預入した者（以下「預入者」という。）は、同条第3項の規定による質権の設定に際し、書面により、当該質権の設定に係る同条第1項に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）の承諾を得なければならない。</p> <p>3 預入者は、前項の承諾を得たときは、速やかに、当該承諾を証する確定日付のある書面を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、質権設定契約に基づき、預入者から条例第28条の2第1項の規定により預入した保証金に係る定期預金の預金証書を預かり、当該預入者に預り証を交付するものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、条例第28条の3第2項の規定により保証金を預入した者について準用する。</p>

条例	規則
<p>理由により不足が生じたときは、保証金を預入した者は、速やかに、市長と協議して定めた金融機関に、当該不足が生じた額に相当する額の保証金を定期預金により追加して預入しなければならない。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>(質権の実行)</p> <p>第28条の4 市長は、前条第1項第1号の行政代執行法第2条に規定する措置若しくは同項第2号の措置又は同項第3号の事務管理を行ったときは、規則で定めるところにより、第28条の2第1項及び前条第2項の規定により保証金を預入した者に意見を述べる機会を与えた上で、質権を実行し、保証金の払戻しを受けるものとする。</p> <p>(質権の解除)</p> <p>第28条の5 市長は、次に掲げる者について、第28条の2第3項(第28条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により設定された質権を解除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該設定された質権に係る特定事業について、特定事業に係る許可の申請をしない旨を書面により申し出た者 (2) 当該設定された質権に係る特定事業について、特定事業に係る許可の申請を取り下げる旨を書面により申し出た者 (3) 当該設定された質権に係る特定事業について、特定事業に係る許可をしない旨の通知を受けた者 (4) 当該設定された質権に係る特定事業について、第19条第5項又は第20条の2第4項の規定により、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられている旨の通知を受けた者 	<p>(意見を述べる機会の付与)</p> <p>第18条の3 四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号。以下「手続条例」という。）第27条、第28条並びに第29条において準用する手続条例第15条第3項及び第16条の規定は、条例第28条の4の規定による意見を述べる機会の付与について準用する。</p> <p>(質権の実行)</p> <p>第18条の4 市長は、条例第28条の4の規定により保証金の払戻しを受けようとするときは、当該保証金に係る金融機関に対し、質権設定契約に基づき設定した質権を実行する旨及びその額を通知し、当該金融機関から当該額に相当する額の保証金の払戻しを受けるものとする。</p> <p>(質権の解除)</p> <p>第18条の5 市長は、条例第28条の5の規定により質権を解除したときは、第18条の2第4項の預金証書を当該解除した質権に係る預入者に返還するものとする。</p> <p>2 前項の規定による返還を受けた者は、速やかに、当該返還を受けた預金証書に係る第18条の2第4項の預り証を市長に返還しなければならない。</p>

条例	規則
<p>(5) 当該設定された質権に係る特定事業について、第20条第4項の規定による特定事業に係る許可の内容に適合している旨の通知を受けた者</p> <p>(6) 当該設定された質権に係る特定事業について、第20条の3第1項の許可を受けた者に係る当該特定事業を譲り渡すことになった者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、特別の事由があると市長が認める者</p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第1項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第9条、第12条第1項又は第20条の3第1項の規定に違反して特定事業を行った者</p> <p>(3) 第13条の2の規定に違反して自己以外の者に特定事業を行わせた者</p> <p>第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第13条の4又は第14条の規定による届出をせず土砂等を搬入し、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第15条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第15条第3項、第16条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第25条の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存せず、かつ、これに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存しなかった者</p> <p>(5) 第27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定</p>	<p>(補則)</p> <p>第19条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第20条 条例第31条第4号及び第32条第3号の規則で定める電磁的記録は、第9条の2第6項及び第7項の規定によるものとする。</p>

条例	規則
<p>による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第12条第8項、第13条の3、第19条第3項、第20条第3項、第20条の2第3項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第18条第1項若しくは第2項の規定に違反して、標識を掲げず、又は境界を明らかにする表示をしなかつた者</p> <p>(3) 第25条の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存せず、かつ、これに記載すべき事項を規則で定める電磁的記録により保存しなかつた者</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	

条例	規則
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。 (四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例の廃止)</p> <p>2 四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例（昭和58年条例第35号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。 (経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定による許可を受けて小規模埋立て等を行っている者は、第9条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して3月間は、なお従前の例により当該小規模埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第11条及び第12条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第11条及び第12条の規定により発せられている命令についても、同様とする。</p> <p>5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例によることとされる小規模埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例施行規則の廃止)</p> <p>2 四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例施行規則（昭和58年規則第38号）は廃止する。</p> <p>附 則（平成16年規則第15号） この規則は、公布の日から施行する。 ただし、第3条第1項第1号の改正規定（「日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、空港周辺整備機構、簡易保険福祉事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構」を改める部分のうち成田国際空港株式会社及び独立行政法人労働者健康福祉機構に係る部分及び「環境事業団」を改める部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年規則第27号） この規則は、平成16年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年規則第39号） この規則は、平成16年12月17日から施行する。</p>

条例	規則
<p style="text-align: center;">附 則（平成20年条例第21号） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条又は第12条第1項の規定による許可（以下「既許可」という。）を受けている者は、それぞれ改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条又は第12条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。</p> <p>3 改正後の条例第13条の3の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第21条第1項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第2項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第20条の3及び第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 改正後の条例第25条の2及び第25条の3の規定は、施行日前にされた既許可に係る特定事業については、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則（平成17年規則第3号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行日前に調整した用紙は、この規則の施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成20年規則第31号） (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条の改正規定及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第18条の規定により発行されている証明書は、改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第18条の規定により発行されたものとみなす。</p> <p>3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の際現に四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）第9条の許可（条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成20年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようすることについて、施行日以後に条例</p>

条例	規則
<p>附 則（平成24年条例第1号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年条例第16号） この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年条例第13号） この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>7 この規則の施行日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成20年規則第35号） この規則は、平成20年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年規則第8号） この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年規則第38号） この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年規則第2号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年規則第20号） (施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成27年規則第11号） (施行期日) 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に条例第9条の許可（条例第12条第1項の許可を含む。）を受けている者が条例第16条第1項の規定により行う改正後</p>

条例	規則
	<p>の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則（平成27年規則第28号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則（平成29年規則第20号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条の3の規定による届出が受理されている場合における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の際現に四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年条例第1号。以下「条例」という。）第9条の許可（条例第12条第1項の許可を含む。）を受けている者が条例第16乗第1項の規定により行う改正後の規則第11条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">附 則（平成30年規則第25号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第30号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定によりなお従</p>

条例	規則
<p>て等については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の日前に改正前の条例第9条の3の規定による協議が成立した特定事業であって、この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等に着手していないものについては、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第7条第2項及び第3項、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条第1項及び第2項並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による命令については、なお効力を有する。</p> <p>5 この条例の施行の日前にした行為、附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等の埋立て等又は附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に係る施行の日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(準備行為)</p> <p>6 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の目前においても行うことができる。</p>	<p>前の例によることとされる土砂等の埋立て等については、この規則による改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この規則の施行の日前に調整した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>

附 則（令和元年規則第2号）

(施行期日)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年規則第31号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)によ

条例	規則
	<p>る改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文（改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、この規則による改正後の四街道市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第 2 の 10 の項に掲げる行為とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の日前に調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>

8—2. 規則別表

別表第1（第2条第1項及び第2項、第4条第7項、第9条第4項、第11条第1項）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	規格 65.2 に定める方法（規格 65.2.7 に定める方法を除く。）
砒素	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき 15 ミリグラム未満であること。	検液中濃度に係るものにあっては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合は、試料1キログラムにつき 125 ミリグラム未満であること。	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニ	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法

ルモノマー)		
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	シス体にあっては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふつ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下であること。	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害とな

		る物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下であること。	地盤工学会基準 JGS0211—2009「土懸濁液の pH 試験方法」に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るもの（水素イオン濃度を除く。）にあっては、平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 六価クロムの項目について、規格 6.5.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合は、日本産業規格 K0170—7 の 7 に定める操作を行うものとする。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第3条の6第8項、第4条第2項、第6条）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、同法第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 5 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 6 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 7 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 8 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 9 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
- 11 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 12 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 13 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 14 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 15 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 18 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 19 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 20 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 22 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

別表第3（第5条第1項）

特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業区域の地盤が滑りやすい土質の層があるとき、その地盤に滑りが生じないよう杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合は、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ（特定事業により生じた法面（既存の法面がある場合は、当該既存の法面を含む。）の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端（既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端））と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、既存の擁壁、崖面崩壊防止施設又は法面がある場合は当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除き、当該既存の法面を含む。以下この表において同じ。）の勾配は、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該特定事業の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

区分	特定事業の高さ	法面の勾配
土質試験等に基づき 特定事業の構造の安 定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離 が1.8メートル（特定事業の高さが 5メートル以下の場合は、1.5メー トル）以上の勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- 5 特定事業の高さが5メートル以上である場合は、必要に応じ、法面の途中に特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 9 既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。

別表第4（第5条第2項）

一時堆積特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000平方メートル未満	2メートル以上
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	4メートル以上
5,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の高さ（法面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合は、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下この表において同じ。）の最下部と最上部の高低差をいう。）が、5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積による法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- 4 既存の法面、擁壁又は崖面崩壊防止施設がある場合は、当該既存の法面、擁壁又は崖面崩壊防止施設の安全が確保されていること。

9. 参考

9—1. 搬入土砂等の種類について

特定事業許可申請書（規則様式第3号）の別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」中、「搬入土砂等の種類」は、下記条文を参考に区分すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 抜粋 （平成3年建設省令第19号）

（この省令の趣旨）

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

（再生資源の利用の原則）

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するため必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。
- 3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たっては、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中略

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。)	水面埋立て用材料

9—2. 発生土砂等の区分について

土砂等発生元証明書（規則様式第12号）中、「発生土砂等の区分」は、下記条文を参考に区分すること。

発生土利用基準（平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

（1）土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

以下表まで略

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), 3), 4)}	コーン 指数 q_c ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6), 7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w_n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	<p>* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>* 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
			砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
	第1種改良土 ^{*8)}		人工材料	改良土 {I}	—	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	<p>* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>* 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
	第3a種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3b種	400 以上	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	<p>* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>* 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4a種		人工材料	改良土 {I}	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4b種	200 以上	粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	<p>* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>* 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4種改良土		有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
	泥土a		人工材料	改良土 {I}	—	
	泥土b	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
泥土 ^{*1), *9)}	泥土b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	<p>* 排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。</p> <p>* 水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。</p>
	泥土c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	泥土c		有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

* 1) 國土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

* 3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。

* 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日環整43厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日環廃産276環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表—2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 ^{*1)}	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 ^{*2)}	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

9—3. 擁壁の基準について

規則別表第3の第4号の宅地造成及び特定盛土等規制法施行令については次のとおり。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 拠点 (昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

中略

4 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

中略

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第8条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの(その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。)

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

- 第9条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならぬ。
- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
 - 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単体体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

- 第10条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
 - 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
 - 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそ

れがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第13条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第14条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

以下別表まで略

別表第一（第8条、第30条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土	35度	45度
その他これらに類するもの		

別表第二（第9条、第30条、第35条関係）

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第三（第9条、第30条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第四（第10条、第30条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂	70度を超える75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超える70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超える4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超える4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超える5メートル以下	60センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超える75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超える70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超える4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超える4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超える5メートル以下	80センチメートル以上
第3種	その他の土質	70度を超える75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超える70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超える3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超える4メートル以下	105センチメートル以上

		65 度以下	2 メートル以下	70 センチメートル以上
			2 メートルを超える 3 メートル以下	80 センチメートル以上
			3 メートルを超える 4 メートル以下	95 センチメートル以上
			4 メートルを超える 5 メートル以下	120 センチメートル以上

四街道市環境経済部
環境政策課環境保全係
〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-6131